

避難住民の受入れに係る 鹿児島県初期的な計画

目次

【総括】

- (1) 鹿児島県初期的な計画の作成における設定自治体について 6
- (2) 鹿児島県初期的な計画における前提条件の整理 7
- (3) 宮古島市避難住民の受入れ全体スキーム 8
- (4) 宮古島市避難住民の県内避難先 9
- (5) 鹿児島県初期的な計画での救援の内容及び役割分担等について 10

① 避難先地域の拠点空港から収容施設（ホテル等）までの輸送手段の確保

- (1) 輸送計画（鹿児島空港⇒一時待機所⇒収容施設）の考え方 18
- (2) 鹿児島県内のバス輸送力について（バス輸送力の確保方法） 19
- (3) 【鹿児島県全体】避難住民鹿児島空港到着後の輸送計画 20
- (4) 【1～2日目】避難住民鹿児島空港到着後の輸送計画 21
- (5) 【3～4日目】避難住民鹿児島空港到着後の輸送計画 22
- (6) 【5～6日目】避難住民鹿児島空港到着後の輸送計画 23
- (7) 【1～2日目】バス必要台数の把握 24
- (8) 【3～4日目】バス必要台数の把握 25
- (9) 【5～6日目】バス必要台数の把握 26
- (10) 【輸送計画】鹿児島空港～鹿児島市（中心部）までの主要な経路 27
- (11) 【輸送計画】鹿児島空港～指宿市（中心部）までの主要な経路 28
- (12) 【輸送計画】鹿児島空港～鹿屋市（中心部）までの主要な経路 29
- (13) 【輸送計画】鹿児島空港～霧島市（中心部）までの主要な経路 30
- (14) 【輸送計画】鹿児島空港～霧島市（高千穂）までの主要な経路 31

目次

② 収容施設(ホテル等)の供与

(1) 収容施設の供与について	33
(2) 避難開始から収容施設受入までの調整に関する流れ	34
(3) 収容施設(ホテル等)の管理運営体制について	35
(4) 生活相談窓口の設置に係る体制整備について	36
(5) 周辺の近隣施設の情報提供について	37
(6) 入域自粛要請に係る観光客(外国人観光客含む)等への情報周知について	38
(7) 鹿児島市にて受け入れる避難住民及び避難先について	39
(8) 鹿屋市にて受け入れる避難住民及び避難先について	41
(9) 指宿市にて受け入れる避難住民及び避難先について	42
(10) 霧島市にて受け入れる避難住民及び避難先について	43
(11) 受入市内における避難住民専用循環バス運行について	45
(12) 鹿児島市避難住民専用循環バス運行について(運行ダイヤ)	46
(13) 鹿屋市避難住民専用循環バス運行について(運行ダイヤ)	47
(14) 指宿市避難住民専用循環バス運行について(運行ダイヤ)	48
(15) 霧島市(隼人・国分中央)避難住民専用循環バス運行について(運行ダイヤ)	50
(16) 霧島市(高千穂地区)避難住民専用循環バス運行について(運行ダイヤ)	52

③ 食品の給与及び飲料水の供給

(1) 食事(弁当)の給与について	55
(2) 食事(弁当)供給体制の構築について	57
(3) 食事(弁当)供給体制の構築について【委託の場合】	58
(4) 【検討】霧島市における食事(弁当)供給体制の構築について	59
(5) 食事及び生活必需品の発注様式について	61

目次

④	生活必需品の給与又は貸与	
(1)	生活必需品の給与又は貸与について	63
(2)	物資集積所の設置について	64
(3)	提供する食品・飲料水, 生活必需品の対象一覧	65
(4)	生活必需品(食品(弁当除く), 飲料水を含む)の供給体制の構築について	68
(5)	生活必需品(食品(弁当除く), 飲料水を含む)の供給体制の構築について 【委託の場合】	69
(6)	災害時備蓄物資利用の流れについて	70
(7)	【検討】指宿市における生活必需品の供給体制の構築について	71
⑤	避難者の健康管理に関する事項	
(1)	避難者の健康管理に関する支援体制の構築について	74
(2)	避難者の健康管理に関する支援体制の構築について【指揮系統】	75
(3)	避難者の健康管理に関する支援体制の構築について	76
(4)	避難者の健康管理に関する支援体制の構築について 【人工透析患者の通院先等案内】	77
(5)	避難者の健康管理に関する支援体制の構築について 【難病(小慢)患者の通院先等案内に係る流れ】	78
(6)	避難者の健康管理に関する支援体制の構築について	79
⑥	通信設備の提供	
(1)	電話そのほかの通信設備の提供について	82
(2)	【検討】電話そのほかの通信設備の提供について	84

総括

総括(1) 鹿児島県初期的な計画の作成における設定自治体について

1 避難元自治体（沖縄県・宮古島市）

令和6年1月30日に実施された「令和5年度沖縄県国民保護共同訓練」において、県主導訓練として全体を取りまとめている沖縄県及び同訓練に避難元自治体として参加している宮古島市を初期的な計画における避難元自治体として設定する。

なお、本県で受入れが予定されるのは、このうち一部の住民（約14,000人）となる。

2 避難先自治体（鹿児島県・鹿児島市，鹿屋市，指宿市，霧島市）

令和5年12月7日付け「国民保護法における救援に関する基礎的資料の整備について（国依頼）」において、把握した鹿児島県内の宿泊施設等の収容可能人数並びに避難後の地域コミュニティの維持及び宮古島市との行政サービスの調整の容易性を考慮し、県内4市（鹿児島市，鹿屋市，指宿市，霧島市）を避難先自治体として設定する。

留意点

- ※1 住民避難に係る要領や受入れの要領等を具体化するための前提であり、特定の有事を想定したものではありません。
- ※2 要避難地域（どこの地域の方が避難の必要があるのか）や避難先地域（どこの地域が安全性が高いのか）、安全な避難経路と手段が確保できているのかなど、政府（事態対策本部）の避難措置の指示は、その時の情勢や関係諸外国の意図などを勘案して総合的に判断されるもの。
訓練上の想定はあくまで仮定のものであり、決まったものではありません。

総括(2) 鹿児島県初期的な計画における前提条件の整理

- 1 初期的な計画の作成における検討の範囲は、避難当初の概ね1か月程度の期間とし、**避難開始までに十分な調整時間があるものとする。**
 - ▶避難のフェーズとして、避難前（準備）→避難中・避難直後→避難後の応急対策→復旧・復興と移行するが、今回は「避難中・避難直後」に焦点をあて、概ね1か月程度の避難期間に必要な対応や要領等について検討する。
 - ▶宿泊施設（収容施設）での受入れに関して検討する。
 - ▶今回の検討の前提として、すべての関係者にとって十分に時間が取れる状況を仮定したものであるが、実際の状況の推移はこれよりも厳しいものとなり得る。
- 2 九州・山口各県の状況としては、武力攻撃は発生しておらず、安全が確保された状態であり、交通インフラは維持され、平時の社会活動が行われているものとする。
- 3 救援の内容は、国民保護法第75条の第1号から第4号及び7号の範囲の具体化を検討する。
 - ▶第1号 収容施設（ホテル等）の供与
 - ▶第2号 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ▶第3号 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ▶第4号 宿泊施設等の避難所への保健師の派遣、巡回診療、透析等患者の通院先案内手順の整理など避難者の健康管理に関すること
 - ▶第7号 電話その他の通信設備の提供
 - ▶その他 避難先地域の拠点空港から収容施設（ホテル等）までの輸送手段の確保など
- 4 同第4号のうち要配慮者（入院患者、施設入所者等）、同第8号関連（就学、就労支援関係など）についての要領は令和7年度以降の課題とする。
- 5 宿泊施設は全室空室とし、契約が円滑に行えるよう一定期間の借上げとする。
 - ▶短期間の借上げとなれば、貸す側との調整が円滑に進まないと想定されることから、一定期間の借上げを実施する。
 - ▶貸す側が安心して空室を提供できる前提とする。
 - ▶なお、本検討において受け入れ先として使用する収容施設については、あくまで訓練上の想定であり、実際の事態発生時に受け入れ先として利用することが確定しているということではない。

総括(3) 宮古島市避難住民の受入れ全体スキーム

○沖縄県宮古島市住民（約14,000人）が、鹿児島県内に島外避難することとなった場合の、避難から受入れまで一連の流れは以下のイメージ

避難スキーム

救援スキーム

要避難地域(沖縄県宮古島市)

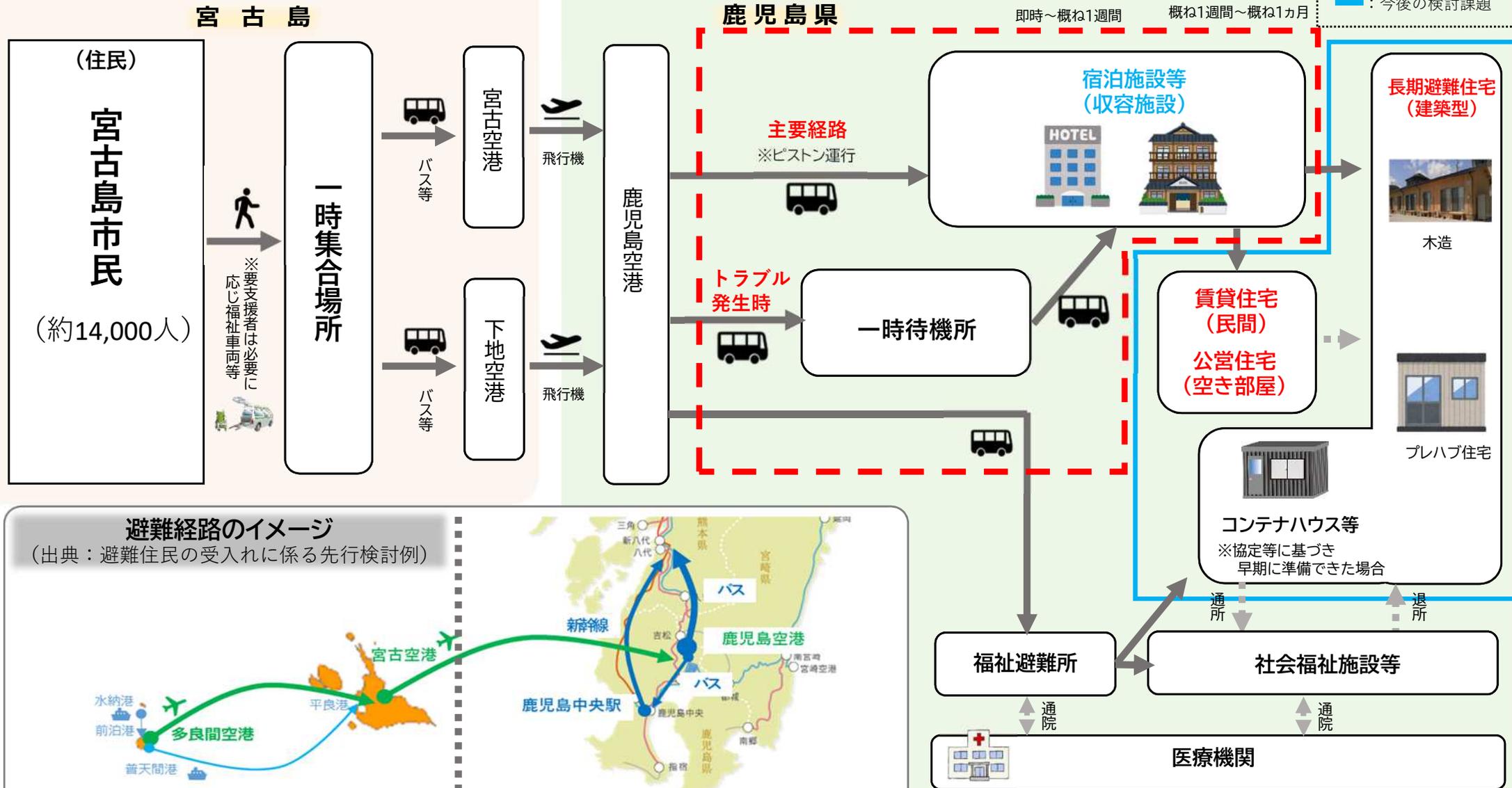
避難先地域(鹿児島県)

※収容施設の供与開始に係るイメージ

【凡例】

■■■: 今回の検討範囲

■■■: 今後の検討課題



避難経路のイメージ

(出典：避難住民の受入れに係る先行検討例)



※上記イメージ図は、「避難住民の受入れに係る先行検討例」の避難経路（多良間村から八代市）イメージ図である。
本県の初期的な計画における避難経路はこのうち、宮古島から鹿児島県までの部分が該当する。

総括(4) 宮古島市避難住民の県内避難先

- 鹿児島県に沖縄県から提示された避難住民数等
 - ・ 宮古島市民(8小学校区) 13,814人(世帯数:7,333世帯)
 - ⇒ **単身世帯が3,780世帯と約半数(51%)** を占めている
- 県内避難先の考え方
 - ・ 避難後の地区コミュニティの維持及び宮古島市と受入れ地区自治体との行政サービスの調整の容易性を考慮して、避難地区を集約
 - ⇒ **鹿児島市(8,640名),霧島市(3,613名),指宿市(2,616名),鹿屋市(1,094名)の4市所在のホテル等で収容可能**
 - ・ 一番人数の多い東小学校区(7,105人)を収容可能人数の一番多い鹿児島市内のホテル等に割り当て
 - ・ その他校区の人数,世帯構成及びホテルの部屋数や部屋の種類等を考慮し**一世帯一部屋を基準に入居できるようにマッチング**
※単身世帯をダブル等の同一部屋への入居(相部屋)は避ける
- 避難先

	避難先地区	収容可能人数(部屋数)	割当人数(世帯数)	収容率	小学校区名	住民数(人)	避難地区
1	鹿児島市 ※1	8,640 (5,581)	8,415 (4,235)	0.97	東小学校区	7,105	鹿児島市中心部
					西城小学校 (長中・長南地区)	472	
					旧大神小学校区	21	
					狩俣小学校区	817	鴨池・与次郎地区
2	霧島市	3,613 (1,903)	3,085 (1,689)	0.85	城辺小学校区	1,521	隼人・国分中央周辺
					砂川小学校区	1,564	高千穂周辺
3	指宿市	2,616 (1,049)	1,480 (872)	0.57 ※2	西城小学校区 (長中・長南除く)	1,003	湯の浜周辺
					池間小学校区	477	西方・東方周辺
4	鹿屋市	1,094 (849)	834 (537)	0.76	福嶺小学校区	834	鹿屋市中心部
合計		15,963 (9,382)	13,814 (7,333)	0.86		13,814	

※本マッチング案は受入れ要
領検討開始に当たり設定す
るものであり、今後の検討の
進捗に伴い、必要に応じて変
更もあり得る。

※今回示した避難者数は、
あくまで避難元市町村と避
難先県のマッチングを行う
ため、国が参考に用いた機
械的な試算値であり、本県
での受入人数を確定したも
のではない。

※1 収容可能人数について、鹿児島市からは「桜島及び郡山地区」のホテル旅館は除外している。

※2 指宿市地区の収容施設はシングル・ツインが少ないため西城小学校区を分割。ただし、校区内の地区コミュニティは維持。

総括(5) 鹿児島県初期的な計画での救援の内容及び役割分担等について

- 鹿児島県初期的な計画では、鹿児島県国民保護計画，鹿児島県地域防災計画，鹿児島県災害時受援計画等を参考に救援の内容及び役割分担を整理した。（詳細は事項以降）
- 法に定める救援内容のうち、避難住民受入れの当初約1ヶ月間に必要となる以下の事項を取り扱う。

【救援の実施項目】

法第75条	項目	調整内容	調整主体
1号	収容施設の供与	収容施設の手配	県
2号	食品の給与及び飲料水の供給	食品・飲料水の手配 (現物支給を原則とする。)	県 市町村
3号	生活必需品の給与及び貸与	被服・寝具等の手配 (現物支給を原則とする。)	県 市町村
4号	医療の提供及び助産	医療の提供等に関する手配・調整 (要配慮者については令和7年度以降の検討とする。)	県 市町村
5号	被災者の捜索及び救出	初期的な計画の検討においては対象外	
6号	埋葬及び火葬		
7号	電話その他の通信設備の提供	ホテル・避難所における通信設備の整備状況確認及び提供	県
8号	就学・就労の支援 等	初期的な計画の検討においては対象外	
その他	避難者の移送	移送手段の手配	県

鹿児島県初期的な計画での救援の内容及び役割分担等について

①輸送手段の確保

※今後変更の可能性あり

主な検討内容（国依頼）	発生する業務（想定）	検討事項	担当課名等	
①-1 空港からの避難住民の輸送手段の確保に係る 検討，輸送要領の作成	輸送計画の作成・調整	・輸送要領の作成	危機管理課	
		・空港から収容施設までのバスダイヤの作成	交通政策課	
		・輸送経路の選定に関する助言	県警察	
	住民避難に関する沖縄県との調整	-		危機管理課
	避難・救援措置に関する国及び九州各県との調整			
	県内の受入れ市町村との調整			
	輸送時刻等に関する沖縄県との連絡調整			
	空港到着後の避難者の収容等に関する調整			
	本県避難者の一時受付（@鹿児島空港内）			
	避難者の案内・誘導			
	鹿児島空港との連絡調整	・鹿児島空港到着便の情報連絡体制の整備	交通政策課	
	輸送力の把握，バスの調整	・使用可能なバス台数の把握 ・バスの手配（バス協会との連絡体制整備）		
	人員の動員・調整	・人員動員に係る各課との調整（計画作成）	人事課 危機管理課	
道路に関する情報の把握	道路に関する情報の把握	・道路情報（路線名，車線数，管理者の連絡先など）の提供に係る連絡体制の整備	道路維持課	
		・交通規制情報を道路利用者へ提供するための県警との連絡体制の整備		
要配慮者への個別対応 ※R7年度以降検討		<ul style="list-style-type: none"> ・受入医療機関，施設の確保に係る体制整備 ・車両（医療，福祉）の確保に係る体制整備 	消防保安課	
			保健医療福祉課	
			高齢者生き生き推進課	
			障害福祉課	
			社会福祉課	
交通規制	交通規制	・交通規制内容の検討	県警察	
		・交通規制情報を道路利用者への提供するための道路管理者との連携体制の整備		

鹿児島県初期的な計画での救援の内容及び役割分担等について

※今後変更の可能性あり

①輸送手段の確保

主な検討内容（国依頼）	発生する業務（想定）	検討事項	担当課名等
①-2 一時待機所の開設	救援の総括	・ 運営要領の作成	危機管理課
		・ 日本赤十字社との総合調整に係る体制整備	社会福祉課
	避難者の受付	・ 避難者の受付	危機管理課
			県地域振興局 市町村
	人員の動員・調整	・ 人員動員に係る各課との調整（計画作成）	人事課 危機管理課
	設営及び関係資材の調達	・ 設営及び関係資材の調達	危機管理課 市町村
	避難者に対する説明	・ 避難者に対する救援説明	危機管理課
ゴミ、し尿対策	・ ゴミ、し尿対策（必要に応じた仮設トイレ設置や清掃消毒等）について検討（関係機関との体制整備）	廃棄物・リサイクル対策課	
警戒・警ら活動	・ 一時待機所周辺の治安維持、パトロール	県警察	
①-3 一時待機所から割り当てられた収容施設等までの輸送手段の確保に係る検討、輸送要領の作成	輸送計画の作成・調整	・ 輸送要領の作成	危機管理課
		・ 空港から一時待機所までのバスダイヤの作成	交通政策課
		・ 輸送経路の選定に関する助言	県警察
	輸送力の把握、バスの調整	・ 使用可能なバス台数の把握 ・ バスの手配（バス協会との連絡体制整備）	交通政策課
	人員の動員・調整	・ 人員動員に係る各課との調整（計画作成）	人事課 危機管理課
	道路に関する情報の把握	・ 道路情報（路線名、車線数、管理者の連絡先など）の提供に係る連絡体制の整備	道路維持課
		・ 交通規制情報を道路利用者への提供するための県警との連絡体制の整備	
交通規制	・ 交通規制内容の検討	県警察	
	・ 交通規制情報を道路利用者への提供するための道路管理者との連携体制の整備		
要配慮者への個別対応 ※R7年度以降検討	・ 受入医療機関、施設の確保に係る体制整備 ・ 車両（医療、福祉）の確保に係る体制整備	消防保安課 保健医療福祉課 高齢者生き生き推進課 障害福祉課 社会福祉課 医師・看護人材課 子育て支援課	

鹿児島県初期的な計画での救援の内容及び役割分担等について

②収容施設（ホテル等）の供与

※今後変更の可能性あり

主な検討内容（国依頼）	発生する業務（想定）	検討事項	担当課名等	
②-1 ホテル等の確保に係る検討，運営要領の作成， ホテル等への避難住民の割振り案の作成	避難者用ホテルの割振り 避難者用ホテルとの連絡調整	・運営要領の作成	危機管理課	
		・鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合との連絡体制の整備	危機管理課 生活衛生課	
		・避難住民以外の観光客向けお知らせ（入域自粛のお願い等）の情報連絡体制の整備	PR観光課	
	人員の動員・調整	・人員動員に係る各課との調整（計画作成）	人事課 危機管理課	
		要配慮者への個別対応 （要配慮者に配慮した割振り調整） ※R7年度以降検討	・受入施設等の確保に係る体制整備	保健医療福祉課
				高齢者生き生き推進課
障害福祉課				
社会福祉課				
②-2 一時待機所等における情報提供体制の確保に係る検討	救援の総括	—	危機管理課	
		・日本赤十字社との総合調整に係る体制整備	社会福祉課	
		・ボランティア活動の総合調整に係る体制整備		
	避難者の受付 情報連絡担当者の配置	・避難者の受付 ・情報連絡担当者の配置	危機管理課	
			県地域振興局	
			市町村	
避難所管理・運営体制の整備 避難者に対する救援説明 避難元自治体との連携	—	危機管理課		
		循環バスの運行	交通政策課	
			市町村	
②-3 生活相談等窓口の設置	避難者の管理（情報提供，生活相談，苦情対応等）	・生活相談窓口の設置に係る体制整備	危機管理課	
			社会福祉課	
			地域振興局	
		・男女共同参画の視点からの相談対応，助言	市町村 青少年男女共同参画課	

鹿児島県初期的な計画での救援の内容及び役割分担等について

※今後変更の可能性あり

③食品の給与及び飲料水の供給

主な検討内容（国依頼）	発生する業務（想定）	検討事項	担当課名等
③-1 食品・飲料水の調達・集積方法，事業者との協定に係る検討	一時待機所における食事・飲料水の供給・提供（炊き出しなど） 避難者への食事・飲料水の手配（※ホテルで3食提供されない場合のみ）	・食料品の調達，供給体制の整備	危機管理防災局
			農政部
③-2 食品・飲料水の提供主体，提供方法の整理		・飲料水の確保，供給体制の整備	市町村
			生活衛生課

④生活必需品の給与又は貸与

主な検討内容（国依頼）	発生する業務（想定）	検討事項	担当課名等
必要物資の調達・集積方法，事業者との協定に係る検討	生活必需品の調達，給与又は貸与	・必要とする品目，所要量，運搬ルール等の情報の集約方法の整備 ・関係機関等への応援要請に係る体制整備	危機管理防災局
			保健福祉部
			市町村
不足品等の管理・供給体制の確保に係る検討	不足品の調達，給与又は貸与	・必要とする品目，所要量，運搬ルール等の情報の集約 ・関係機関等への応援要請に係る体制整備	危機管理防災局
			保健福祉部
			市町村

鹿児島県初期的な計画での救援の内容及び役割分担等について

⑤避難者の健康管理に関する事項

※今後変更の可能性あり

主な検討内容（国依頼）	発生する業務（想定）	検討事項	担当課名等
⑤-1 宿泊施設等の避難所への保健師の派遣，巡回診療，透析等患者の通院先案内手順の整理	医療及び医薬品の提供 避難所への保健師の派遣，巡回診療 透析等患者の通院先案内手順の整理 避難者の精神的ケアを行う体制の確保に係る検討 ※要配慮者については，R7年度以降検討	・医療の提供体制の整備	保健医療福祉課 （保健所）
		・保健所，市町村との連絡体制の整備	
・医薬品の提供体制の整備		薬務課	
⑤-2 避難者の精神的ケアを行う体制の確保に係る検討		・避難者の健康管理体制の整備	医師・看護人材課
			健康増進課
	高齢者生き生き推進課		
		障害福祉課	
		子育て支援課	
		市町村	
		・日本赤十字社との総合調整に係る体制整備	社会福祉課

⑥通信設備の提供

主な検討内容（国依頼）	発生する業務（想定）	検討事項	担当課名等
・避難先連絡所，ホテル等におけるWi-Fiを含むインターネット利用環境の整備に係る検討	通信設備の確保・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・電話，インターネット利用環境の整備，提供に係る体制整備 ・ホテル等の通信設備設置状況の確認のための体制整備 ・通信設備のないホテルや公営住宅等について，指定公共機関と連携した通信設備確保のための体制整備 	危機管理課 デジタル推進課

鹿児島県初期的な計画での救援の内容及び役割分担等について

⑦その他の検討事項（令和7年度以降の検討課題）

※今後変更の可能性あり

主な検討内容（国依頼）	発生する業務（想定）	検討事項	担当課名等
・避難受入から1ヶ月以降に考えられる検討事項	人員の動員・調整	・人員動員に係る各課との調整（計画作成）	人事課 危機管理課
	公営住宅への移行	・公営住宅の空き部屋を避難住民に提供するための方法，支援体制の整備	住宅政策室 市町村
	賃貸住宅（みなし仮設）への移行	・民間住宅の空き家を「みなし仮設住宅」として，避難者に提供するための体制整備	
	応急仮設住宅への移行	・市町村と連携し，応急仮設住宅の建設を行う際の体制整備	
	職員宿舎への移行	・職員宿舎の空き部屋を避難住民に提供するための方法，支援体制の整備	管財課 教育庁 （総務福利課）
	学用品の給与，転校・転園先の調整，教室の確保	・避難先における各種就学施設（保育園，幼稚園，学校など）への受入に係る体制整備 ・学用品の調達及び避難住民への提供体制の整備	教育庁 （義務教育課） 教育庁 （高校教育課） 学事法制課 子育て支援課 市町村
	就労の支援	・避難住民の就労に関する支援及び支援体制の整備	雇用労政課
	福祉サービスの提供	・利用可能な施設の確保，調整に係る体制整備 ・利用が想定される福祉サービスについて情報提供体制の整備	社会福祉課 障害福祉課 高齢者生き生き推進課 子育て支援課 市町村

①避難先地域の拠点空港から収容施設
(ホテル等) までの輸送手段の確保

①－(1) 輸送計画（鹿児島空港⇒一時待機所⇒収容施設）の考え方

検討の考え方

- 鹿児島空港からの輸送手段については、鹿児島県で確保。
 - ※ 鹿児島空港から収容施設までの避難住民の輸送は「避難」と整理し、その輸送手段の確保は一義的に避難元都道府県である沖縄県の実施すべき措置であるところ、国民保護法13条の規定により当該措置の実施に当たり鹿児島県に委託されることとなるもの。
- 鹿児島空港から各収容施設には県が確保した貸し切りバスで移動。
- 避難住民の本人確認については、鹿児島空港出発時に実施し、直接宿泊施設へ移送することを想定。
- 鹿児島空港到着後の流れ等について沖縄県（受入れ県：宮崎県，熊本県，福岡県）と調整中。

鹿児島県初期的な計画（宮古島市⇒鹿児島県内4市）における検討

<移送手段の確保について>

- 内閣官房からのフライトスケジュールを基にバスの所要台数及び輸送計画を作成
 - バスの所要台数 1日最大49台（大型バス1台につき45名乗車で計算）
 - ※ 鹿児島県バス協会との調整の結果、バスの所要台数の確保は可能とのこと。

- 輸送計画：別添（次ページ以降）

※ 輸送計画の前提（鹿児島県独自に設定：今後沖縄県と調整）

- ・ 鹿児島空港到着時間の早い便から県内の遠方地域（指宿，鹿屋地区）に輸送
- ・ 下地空港から搭乗する地区を東小学校区の一部（保里1区，2区，添道，厚生園），福嶺小学校区として仮置き

<一時待機所の設置について>

- トラブル等の発生により、空港到着日のうちに収容施設まで移送できない場合の一時的な待機場所として、一時待機所の設置を検討中。

①－(2) 鹿児島県内のバス輸送力について（バス輸送力の確保方法）

県内全て	乗合	貸切			特定	合計
		大型	中型	小型		
	1,157	396	170	225	146	2,094

【参考】
 乗合：定期路線で運行されるバス
 貸切：貸し切りにより不定期路線で運行されるバス
 特定：養護施設等で運行されるバス

県内事業者	乗合	貸切			特定	合計	事業者名
		大型	中型	小型			
	877	89	11	15	104	1,096	A社・B社

※令和6年4月1日現在。鹿児島県バス協会からの提供データを元に作成

輸送力（バス）確保の流れ

- 輸送力（バス）の確保については、鹿児島県バス協会と連携し以下の流れで行う。
- ① 県内の2事業者（A社，B社）に協力を依頼し，十分な貸切バスの台数を確保する。
 - ② 運転手が不足する場合は，鹿児島県バス協会に県内各地区のバス協会会員の紹介を依頼する。
 - ③ 県バス協会から紹介された事業者に県から協力依頼を行い，運転手を確保する。

①－(3) 【鹿児島県全体】避難住民鹿児島空港到着後の輸送計画

小学校区名	避難者数	避難先	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	備考
東	7,105	鹿児島市 (中心部)		734	1,861	1,861	1,802	847	6日目完了
池間	477	指宿市 (西方・東方)		477					2日目完了
狩俣	817	鹿児島市 (鴨池・与次郎)						817	6日目完了
旧大神	21	鹿児島市 (中心部)						21	6日目完了
城辺	1,521	霧島市 (隼人・国分)	523	338	165	165	165	165	6日目完了
西城A	1,003	指宿市 (湯の浜)	665	338					2日目完了
西城B (長中・長南)	472	鹿児島市 (中心部)	472						1日目完了
砂川A	1,426	霧島市 (高千穂)			335	335	335	421	6日目完了
砂川B (単身世帯138名)	138	霧島市 (隼人・国分)					59	79	6日目完了
福嶺	834	鹿屋市 (中心部)	531	303					2日目完了
鹿児島県 受入合計人数	13,814		2,191	2,190	2,361	2,361	2,361	2,350	
必要なバスの台数			49	49	40	40	42	40	

①-(4) 【1～2日目】避難住民鹿児島空港到着後の輸送計画

【1日目】

避難小学校区①	避難小学校区②	便名	機体	人数	出発空港	空港発	→	鹿児島着	避難先	空港発	→	避難先地域着
西城A		6-8	ANA738	165	宮古	16:45	→	18:15	指宿	19:00	→	20:30
福嶺		3-5	SKY738	177	下地	17:55	→	19:25	鹿屋	20:10	→	21:45
西城A		6-9	ANA738	165	宮古	17:55	→	19:25	指宿	20:10	→	21:40
福嶺		1-5	SKY738	177	下地	18:20	→	19:50	鹿屋	20:35	→	22:10
西城A		5-8	ANA788	335	宮古	18:55	→	20:25	指宿	21:10	→	22:40
西城B		6-10	ANA738	165	宮古	19:05	→	20:35	鹿児島	21:20	→	22:05
福嶺		2-6	SKY738	177	下地	19:10	→	20:40	鹿屋	21:25	→	23:00
西城B		3-10	JAL738	165	宮古	19:35	→	21:05	鹿児島	21:50	→	22:35
西城B	城辺	6-11	ANA738	西城B142 城辺 23	宮古	20:15	→	21:45	西城B 鹿児島 城辺 霧島	22:30	→	西城B 23:15 城辺 22:55
城辺		5-9	ANA788	335	宮古	20:20	→	21:50	霧島	22:35	→	23:00
城辺		3-11	JAL738	165	宮古	20:45	→	22:15	霧島	23:00	→	23:25

【2日目】

避難小学校区①	避難小学校区②	便名	機体	人数	出発空港	空港発	→	鹿児島着	避難先	空港発	→	避難先地域着
西城A		6-8	ANA738	165	宮古	16:45	→	18:15	指宿	19:00	→	20:30
福嶺		3-5	SKY738	177	下地	17:55	→	19:25	鹿屋	20:10	→	21:45
西城A		6-9	ANA738	165	宮古	17:55	→	19:25	指宿	20:10	→	21:40
福嶺	東	1-5	SKY738	福嶺126 東50	下地	18:20	→	19:50	鹿屋, 鹿児島	20:35	→	福嶺 22:10 東 21:20
西城A	池間	5-8	ANA788	西城A 8 池間327	宮古	18:55	→	20:25	指宿	21:10	→	22:40
池間	東	6-10	ANA738	池間150 東 15	宮古	19:05	→	20:35	池間 指宿 東 鹿児島	21:20	→	池間 22:50 東 22:05
東		2-6	SKY738	177	下地	19:10	→	20:40	鹿児島	21:25	→	22:10
東		3-10	JAL738	165	宮古	19:35	→	21:05	鹿児島	21:50	→	22:35
東		6-11	ANA738	165	宮古	20:15	→	21:45	鹿児島	22:30	→	23:15
東	城辺	5-9	ANA788	東 162 城辺 173	宮古	20:20	→	21:50	東 鹿児島 城辺 霧島	22:35	→	東 23:20 城辺 23:00
城辺		3-11	JAL738	165	宮古	20:45	→	22:15	霧島	23:00	→	23:25

①－(5) 【3～4日目】避難住民鹿児島空港到着後の輸送計画

【3日目】

避難小学校区①	避難小学校区②	便名	機体	人数	出発空港	空港発	→	鹿児島着	避難先	空港発	→	避難先地域着
東		5-7	ANA788	335	宮古	17:30	→	19:00	鹿児島	19:45	→	20:30
東		3-5	SKY738	177	下地	17:55	→	19:25	鹿児島	20:10	→	20:55
東		6-9	ANA738	165	宮古	17:55	→	19:25	鹿児島	20:10	→	20:55
東		1-5	SKY738	177	下地	18:20	→	19:50	鹿児島	20:35	→	21:20
東		5-8	ANA788	335	宮古	18:55	→	20:25	鹿児島	21:10	→	21:55
東		6-10	ANA738	165	宮古	19:05	→	20:35	鹿児島	21:20	→	22:05
東		2-6	SKY738	177	下地	19:10	→	20:40	鹿児島	21:25	→	22:10
東		3-10	JAL738	165	宮古	19:35	→	21:05	鹿児島	21:50	→	22:35
東		6-11	ANA738	165	宮古	20:15	→	21:45	鹿児島	22:30	→	23:15
砂川A		5-9	ANA788	335	宮古	20:20	→	21:50	霧島	22:35	→	23:05
城辺		3-11	JAL738	165	宮古	20:45	→	22:15	霧島	23:00	→	23:25

【4日目】

避難小学校区①	避難小学校区②	便名	機体	人数	出発空港	空港発	→	鹿児島着	避難先	空港発	→	避難先地域着
東		5-7	ANA788	335	宮古	17:30	→	19:00	鹿児島	19:45	→	20:30
東		3-5	SKY738	177	下地	17:55	→	19:25	鹿児島	20:10	→	20:55
東		6-9	ANA738	165	宮古	17:55	→	19:25	鹿児島	20:10	→	20:55
東		1-5	SKY738	177	下地	18:20	→	19:50	鹿児島	20:35	→	21:20
東		5-8	ANA788	335	宮古	18:55	→	20:25	鹿児島	21:10	→	21:55
東		6-10	ANA738	165	宮古	19:05	→	20:35	鹿児島	21:20	→	22:05
東		2-6	SKY738	177	下地	19:10	→	20:40	鹿児島	21:25	→	22:10
東		3-10	JAL738	165	宮古	19:35	→	21:05	鹿児島	21:50	→	22:35
東		6-11	ANA738	165	宮古	20:15	→	21:45	鹿児島	22:30	→	23:15
砂川A		5-9	ANA788	335	宮古	20:20	→	21:50	霧島	22:35	→	23:05
城辺		3-11	JAL738	165	宮古	20:45	→	22:15	霧島	23:00	→	23:25

①－(6) 【5～6日目】避難住民鹿児島空港到着後の輸送計画

【5日目】

避難小学校区①	避難小学校区②	便名	機体	人数	出発空港	空港発	→	鹿児島着	避難先	空港発	→	避難先地域着
東		5-7	ANA788	335	宮古	17:30	→	19:00	鹿児島	19:45	→	20:30
東		3-5	SKY738	177	下地	17:55	→	19:25	鹿児島	20:10	→	20:55
東		6-9	ANA738	165	宮古	17:55	→	19:25	鹿児島	20:10	→	20:55
東		1-5	SKY738	177	下地	18:20	→	19:50	鹿児島	20:35	→	21:20
東		5-8	ANA788	335	宮古	18:55	→	20:25	鹿児島	21:10	→	21:55
東		6-10	ANA738	165	宮古	19:05	→	20:35	鹿児島	21:20	→	22:05
東		2-6	SKY738	177	下地	19:10	→	20:40	鹿児島	21:25	→	22:10
東		3-10	JAL738	165	宮古	19:35	→	21:05	鹿児島	21:50	→	22:35
東	砂川B	6-11	ANA738	東 106 砂川B 59	宮古	20:15	→	21:45	東 鹿児島 砂川B 霧島	22:30	→	東 23:15 砂川B 22:55
砂川A		5-9	ANA788	335	宮古	20:20	→	21:50	霧島	22:35	→	23:05
城辺		3-11	JAL738	165	宮古	20:45	→	22:15	霧島	23:00	→	23:25

【6日目】

避難小学校区①	避難小学校区②	便名	機体	人数	出発空港	空港発	→	鹿児島着	避難先	空港発	→	避難先地域着
東	狩俣	5-7	ANA788	東 316 狩俣 19	宮古	17:30	→	19:00	鹿児島	19:45	→	20:30
東		3-5	SKY738	177	下地	17:55	→	19:25	鹿児島	20:10	→	20:55
狩俣		6-9	ANA738	165	宮古	17:55	→	19:25	鹿児島	20:10	→	20:55
東		1-5	SKY738	177	下地	18:20	→	19:50	鹿児島	20:35	→	21:20
狩俣		5-8	ANA788	335	宮古	18:55	→	20:25	鹿児島	21:10	→	21:55
狩俣		6-10	ANA738	165	宮古	19:05	→	20:35	鹿児島	21:20	→	22:05
東		2-6	SKY738	177	下地	19:10	→	20:40	鹿児島	21:25	→	22:10
狩俣	旧大神	3-10	JAL738	狩俣 133 旧大神 21	宮古	19:35	→	21:05	鹿児島	21:50	→	22:35
砂川A	砂川B	6-11	ANA738	砂川A 86 砂川B 79	宮古	20:15	→	21:45	霧島	22:30	→	砂川A 23:00 砂川B 22:55
砂川A		5-9	ANA788	335	宮古	20:20	→	21:50	霧島	22:35	→	23:05
城辺		3-11	JAL738	165	宮古	20:45	→	22:15	霧島	23:00	→	23:25

①-(7) 【1～2日目】バス必要台数の把握

<乗車ルール（原則）>

- ・大型バス→45人/台（定員50人）
- ・中型バス→25人/台（定員27人）
- ・小型バス→20人/台（定員25人）

※空港からは順次ピストン運行

- ・165人の便→大型4台
- ・177人の便→大型4台
- ・335人の便→大型7台，小型1台

※同一便に別地区の避難住民が乗る場合は調整

【所要時間】

- ・指宿市→ 90分
- ・鹿屋市→ 95分
- ・鹿児島市内→ 45分
- ・霧島市（隼人・国分）→ 25分
- ・霧島市（高千穂）→ 30分

1日目

避難小学校区	人数	避難先	空港発	→	避難先地域着	→	避難先地域発	→	空港着	バス台数49台(大44台, 中3台, 小2台)							
西城A	165	指宿	19:00	→	20:30	→	21:00	→	22:30	大①	大②	大③	大④				
福嶺	177	鹿屋	20:10	→	21:45	→	22:15	→	23:50	大⑤	大⑥	大⑦	大⑧				
西城A	165	指宿	20:10	→	21:40	→	22:10	→	23:50	大⑨	大⑩	大⑪	大⑫				
福嶺	177	鹿屋	20:35	→	22:10	→	22:50	→	0:25	大⑬	大⑭	大⑮	大⑯				
西城A	335	指宿	21:10	→	22:40	→	23:10	→	0:40	大⑰	大⑱	大⑲	大⑳	大㉑	大㉒	大㉓	小①
西城B	165	鹿児島	21:20	→	22:05	→	22:35	→	23:20	大⑳	大㉑	大㉒	大㉓				
福嶺	177	鹿屋	21:25	→	23:00	→	23:30	→	1:05	大㉔	大㉕	大㉖	大㉗				
西城B	165	鹿児島	21:50	→	22:35	→	23:05	→	23:50	大㉘	大㉙	大㉚	大㉛				
西城B	西城B142	西城B 鹿児島	22:30	→	西城B 23:15	→	西城B 23:45	→	西城B 0:30	大㉜	大㉝	中①	中②				
城辺	城辺 23	城辺 霧島	22:30	→	城辺 22:55		城辺 23:25		城辺 23:50	中③							
城辺	335	霧島	22:35	→	23:00	→	23:30	→	23:55	大㉞	大㉟	大㊱	大㊲	大㊳	大㊴	大㊵	小②
城辺	165	霧島	23:00	→	23:25	→	23:55	→	0:20	大①	大②	大③	大④				

2日目

避難小学校区	人数	避難先	空港発	→	避難先地域着	→	避難先地域発	→	空港着	バス台数49台(大43台, 中3台, 小3台)							
西城A	165	指宿	19:00	→	20:30	→	21:00	→	22:30	大①	大②	大③	大④				
福嶺	177	鹿屋	20:10	→	21:45	→	22:15	→	23:50	大⑤	大⑥	大⑦	大⑧				
西城A	165	指宿	20:10	→	21:40	→	22:10	→	23:50	大⑨	大⑩	大⑪	大⑫				
福嶺	福嶺126	鹿屋	20:35	→	22:10	→	22:40	→	0:15	大⑬	大⑭	大⑮					
東	東50	鹿児島	20:35	→	21:20		21:50	→	22:35	中①	中②						
西城A, 池間	西城A 8 池間327	指宿	21:10	→	22:40	→	23:10	→	0:40	大⑯	大⑰	大⑱	大⑲	大⑳	大㉑	大㉒	小①
池間	池間150	池間 指宿	21:20	→	22:50	→	23:20	→	0:50	大㉓	大㉔	大㉕	小②				
東	東 15	東 鹿児島	21:20	→	22:05	→	22:35	→	23:20	小③							
東	177	鹿児島	21:25	→	22:10	→	22:50	→	23:35	大㉖	大㉗	大㉘	大㉙				
東	165	鹿児島	21:50	→	22:35	→	23:05	→	23:50	大㉚	大㉛	大㉜	大㉝				
東	165	鹿児島	22:30	→	23:15	→	23:15	→	23:15	大㉞	大㉟	大㊱	大㊲				
東	東 162	東 鹿児島	22:35	→	23:20	→	23:50	→	0:35	大㊳	大㊴	大㊵	中③				
城辺	城辺 173	城辺 霧島	22:35	→	23:00	→	23:30	→	23:55	大㊶	大㊷	大㊸	大㊹				
城辺	165	霧島	23:00	→	23:25	→	23:55	→	0:20	大①	大②	大③	大④				

①－(8) 【3～4日目】バス必要台数の把握

<乗車ルール（原則）>

- ・大型バス→45人/台（定員50人）
- ・中型バス→25人/台（定員27人）
- ・小型バス→20人/台（定員25人）
- ※空港からは順次ピストン運行

- ・165人の便→大型4台
- ・177人の便→大型4台
- ・335人の便→大型7台，小型1台
- ※同一便に別地区の避難住民が乗る場合は調整

【所要時間】

- ・指宿市→ 90分
- ・鹿屋市→ 95分
- ・鹿児島市内→ 45分
- ・霧島市（隼人・国分）→ 25分
- ・霧島市（高千穂）→ 30分

3日目

避難小学校区	人数	避難先	空港発	→	避難先地域着	→	避難先地域発	→	空港着	バス台数40台（大38台，中0台，小2台）									
東	335	鹿児島	19:45	→	20:30	→	21:00	→	21:45	大①	大②	大③	大④	大⑤	大⑥	大⑦	小①		
東	177	鹿児島	20:10	→	20:55	→	21:25	→	22:10	大⑧	大⑨	大⑩	大⑪						
東	165	鹿児島	20:10	→	20:55	→	21:25	→	22:10	大⑫	大⑬	大⑭	大⑮						
東	177	鹿児島	20:35	→	21:20	→	21:50	→	22:35	大⑯	大⑰	大⑱	大⑲						
東	335	鹿児島	21:10	→	21:55	→	22:25	→	23:10	大⑳	大㉑	大㉒	大㉓	大㉔	大㉕	大㉖	小②		
東	165	鹿児島	21:20	→	22:05	→	22:35	→	23:20	大㉗	大㉘	大㉙	大㉚						
東	177	鹿児島	21:25	→	22:10	→	22:40	→	23:25	大㉛	大㉜	大㉝	大㉞						
東	165	鹿児島	21:50	→	22:35	→	23:05	→	23:50	大㉟	大㊱	大㊲	大㊳						
東	165	鹿児島	22:30	→	23:15	→	23:45	→	0:30	大①	大②	大③	大④						
砂川A	335	霧島	22:35	→	23:05	→	23:35	→	0:05	大⑤	大⑥	大⑦	大⑧	大⑨	大⑩	大⑪	小①		
城辺	165	霧島	23:00	→	23:25	→	23:55	→	0:20	大⑫	大⑬	大⑭	大⑮						

4日目

避難小学校区	人数	避難先	空港発	→	避難先地域着	→	避難先地域発	→	空港着	バス台数40台（大38台，中0台，小2台）									
東	335	鹿児島	19:45	→	20:30	→	21:00	→	21:45	大①	大②	大③	大④	大⑤	大⑥	大⑦	小①		
東	177	鹿児島	20:10	→	20:55	→	21:25	→	22:10	大⑧	大⑨	大⑩	大⑪						
東	165	鹿児島	20:10	→	20:55	→	21:25	→	22:10	大⑫	大⑬	大⑭	大⑮						
東	177	鹿児島	20:35	→	21:20	→	21:50	→	22:35	大⑯	大⑰	大⑱	大⑲						
東	335	鹿児島	21:10	→	21:55	→	22:25	→	23:10	大⑳	大㉑	大㉒	大㉓	大㉔	大㉕	大㉖	小②		
東	165	鹿児島	21:20	→	22:05	→	22:35	→	23:20	大㉗	大㉘	大㉙	大㉚						
東	177	鹿児島	21:25	→	22:10	→	22:40	→	23:25	大㉛	大㉜	大㉝	大㉞						
東	165	鹿児島	21:50	→	22:35	→	23:05	→	23:50	大㉟	大㊱	大㊲	大㊳						
東	165	鹿児島	22:30	→	23:15	→	23:45	→	0:30	大①	大②	大③	大④						
砂川A	335	霧島	22:35	→	23:05	→	23:35	→	0:05	大⑤	大⑥	大⑦	大⑧	大⑨	大⑩	大⑪	小①		
城辺	165	霧島	23:00	→	23:25	→	23:55	→	0:20	大⑫	大⑬	大⑭	大⑮						

①－(9) 【5～6日目】バス必要台数の把握

<乗車ルール（原則）>

- ・大型バス→45人/台（定員50人）
- ・中型バス→25人/台（定員27人）
- ・小型バス→20人/台（定員25人）

※空港からは順次ピストン運行

- ・165人の便→大型4台
- ・177人の便→大型4台
- ・335人の便→大型7台，小型1台

※同一便に別地区の避難住民が乗る場合は調整

【所要時間】

- ・指宿市→ 90分
- ・鹿屋市→ 95分
- ・鹿児島市内→ 45分
- ・霧島市（隼人・国分）→ 25分
- ・霧島市（高千穂）→ 30分

5日目

避難小学校区	人数	避難先	空港発	→	避難先地域着	→	避難先地域発	→	空港着	バス台数42台(大38台, 中0台, 小4台)
東	335	鹿児島	19:45	→	20:30	→	21:00	→	21:45	大① 大② 大③ 大④ 大⑤ 大⑥ 大⑦ 小①
東	177	鹿児島	20:10	→	20:55	→	21:25	→	22:10	大⑧ 大⑨ 大⑩ 大⑪
東	165	鹿児島	20:10	→	20:55	→	21:25	→	22:10	大⑫ 大⑬ 大⑭ 大⑮
東	177	鹿児島	20:35	→	21:20	→	21:50	→	22:35	大⑯ 大⑰ 大⑱ 大⑲
東	335	鹿児島	21:10	→	21:55	→	22:25	→	23:10	大⑳ 大㉑ 大㉒ 大㉓ 大㉔ 大㉕ 大㉖ 小②
東	165	鹿児島	21:20	→	22:05	→	22:35	→	23:20	大㉗ 大㉘ 大㉙ 大㉚
東	177	鹿児島	21:25	→	22:10	→	22:40	→	23:25	大㉛ 大㉜ 大㉝ 大㉞
東	165	鹿児島	21:50	→	22:35	→	23:05	→	23:50	大㉟ 大㊱ 大㊲ 大㊳
東	東 106	東 鹿児島	22:30	→	23:15	→	23:45	→	0:30	大① 大② 小①
砂川B	砂川B 59	砂川B 霧島	22:30	→	22:55	→	23:25	→	23:50	大③ 小③
砂川A	335	霧島	22:35	→	23:05	→	23:35	→	0:05	大④ 大⑤ 大⑥ 大⑦ 大⑧ 大⑨ 大⑩ 小④
城辺	165	霧島	23:00	→	23:25	→	23:55	→	0:20	大⑪ 大⑫ 大⑬ 大⑭

6日目

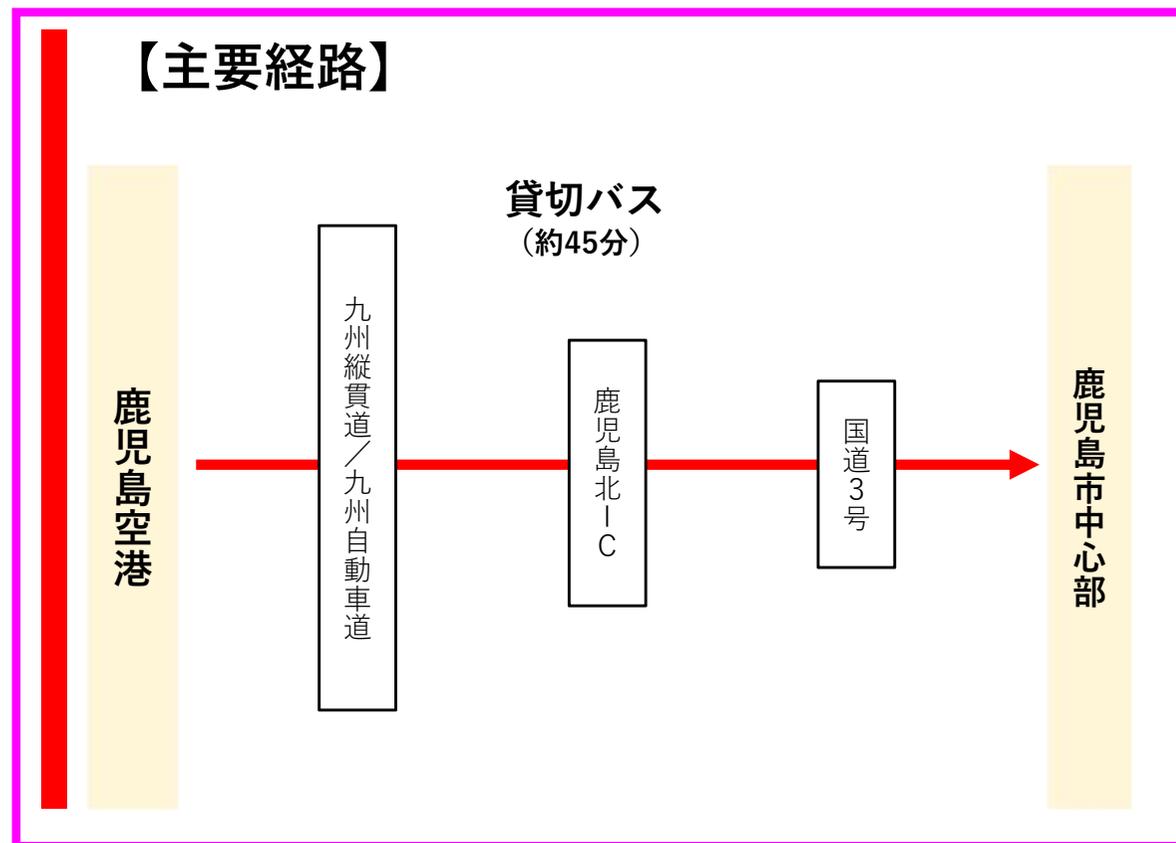
避難小学校区	人数	避難先	空港発	→	避難先地域着	→	避難先地域発	→	空港着	バス台数40台(大38台, 中0台, 小2台)
東, 狩俣	東 316 狩俣 19	鹿児島	19:45	→	20:30	→	21:00	→	21:45	大① 大② 大③ 大④ 大⑤ 大⑥ 大⑦ 小①
東	177	鹿児島	20:10	→	20:55	→	21:25	→	22:10	大⑧ 大⑨ 大⑩ 大⑪
狩俣	165	鹿児島	20:10	→	20:55	→	21:25	→	22:10	大⑫ 大⑬ 大⑭ 大⑮
東	177	鹿児島	20:35	→	21:20	→	21:50	→	22:35	大⑯ 大⑰ 大⑱ 大⑲
狩俣	335	鹿児島	21:10	→	21:55	→	22:25	→	23:10	大⑳ 大㉑ 大㉒ 大㉓ 大㉔ 大㉕ 大㉖ 小②
狩俣	165	鹿児島	21:20	→	22:05	→	22:35	→	23:20	大㉗ 大㉘ 大㉙ 大㉚
東	177	鹿児島	21:25	→	22:10	→	22:40	→	23:25	大㉛ 大㉜ 大㉝ 大㉞
狩俣, 旧大神	狩俣 133 旧大神 21	鹿児島	21:50	→	22:35	→	23:05	→	23:50	大㉟ 大㊱ 大㊲ 大㊳
砂川A	砂川A 86	霧島	22:30	→	23:00	→	23:30	→	0:00	大① 大②
砂川B	砂川B 79	霧島	22:30	→	22:55	→	23:25	→	23:50	大③ 大④
砂川A	335	霧島	22:35	→	23:05	→	23:35	→	0:05	大⑤ 大⑥ 大⑦ 大⑧ 大⑨ 大⑩ 大⑪ 小①
城辺	165	霧島	23:00	→	23:25	→	23:55	→	0:20	大⑫ 大⑬ 大⑭ 大⑮

①－(10) 【輸送計画】 鹿児島空港～鹿児島市（中心部）までの主要な経路

- 県は、あらかじめ選定してある避難経路の中から、県警察と調整の上、主要な避難の経路を決定する。
- 今回の訓練における鹿児島空港到着後の経路は、以下の経路で鹿児島市の中心部に移動することを想定。
- 避難住民等の把握の容易さを重視し、貸切バスをピストン運行する経路を主要経路とする。



地図：（出典）Google社Google マップ

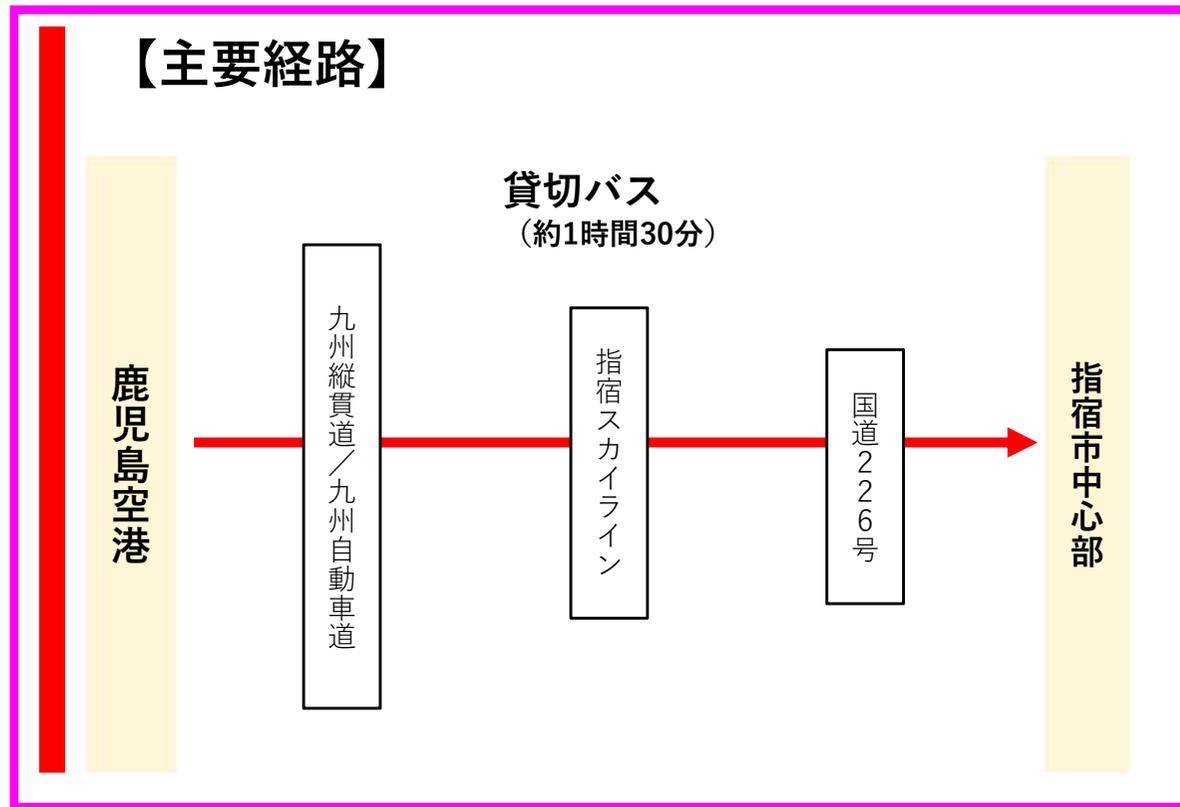


①-(11) 【輸送計画】 鹿児島空港～指宿市（中心部）までの主要な経路

- 県は、あらかじめ選定してある避難経路の中から、県警察と調整の上、主要な避難の経路を決定する。
- 今回の訓練における鹿児島空港到着後の経路は、以下の経路で指宿市の中心部に移動することを想定。
- 避難住民等の掌握の容易さを重視し、貸切バスをピストン運行する経路を主要経路とする。



地図：（出典）Google社Google マップ



①－(12) 【輸送計画】 鹿児島空港～鹿屋市（中心部）までの主要な経路

- 県は、あらかじめ選定してある避難経路の中から、県警察と調整の上、主要な避難の経路を決定する。
- 今回の訓練における鹿児島空港到着後の経路は、以下の経路で鹿屋市の中心部に移動することを想定。
- 避難住民等の把握の容易さを重視し、貸切バスをピストン運行する経路を主要経路とする。



地図：（出典）Google社Google マップ

【主要経路】

貸切バス
(約1時間20分)

鹿児島空港

九州縦貫道／九州自動車道

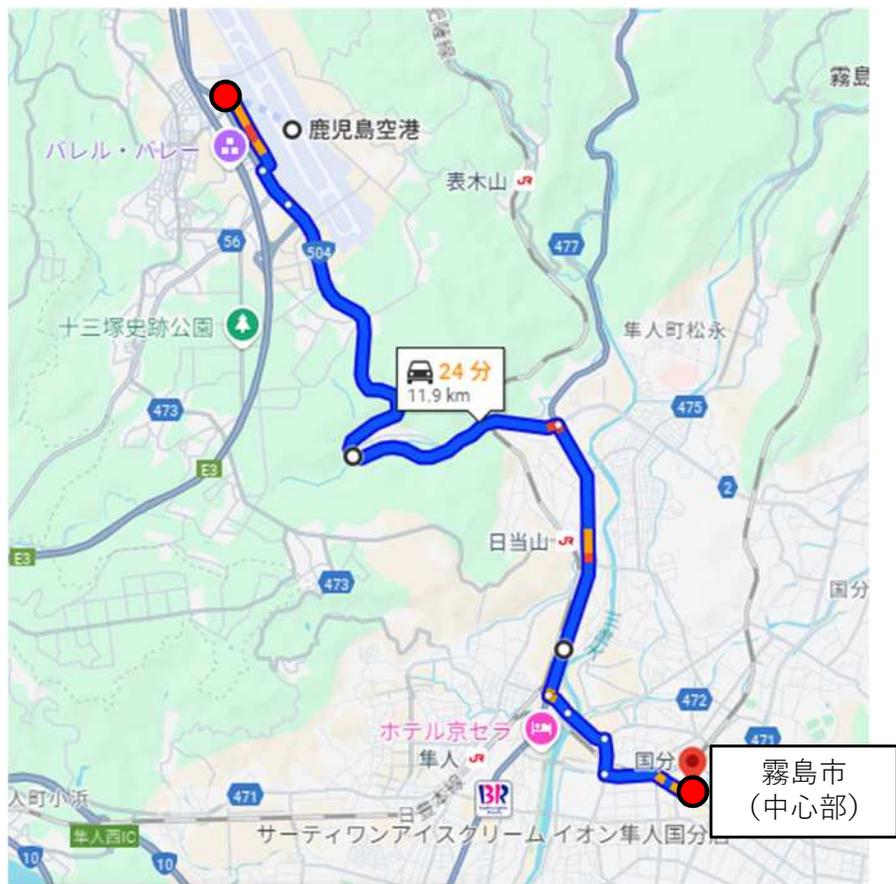
東九州自動車道／鹿児島区間

国道269号

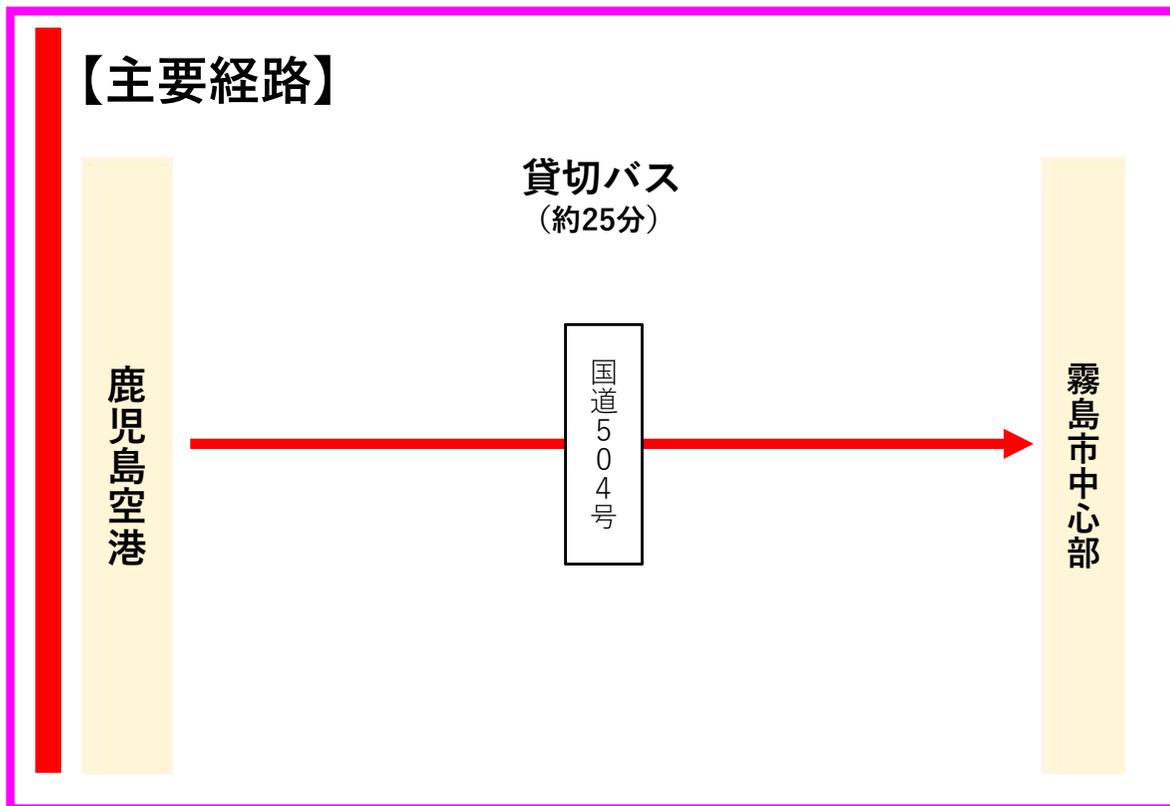
鹿屋市中心部

①－(13) 【輸送計画】 鹿児島空港～霧島市（中心部）までの主要な経路

- 県は、あらかじめ選定してある避難経路の中から、県警察と調整の上、主要な避難の経路を決定する。
- 今回の訓練における鹿児島空港到着後の経路は、以下の経路で霧島市の中心部に移動することを想定。
- 避難住民等の掌握の容易さを重視し、貸切バスをピストン運行する経路を主要経路とする。

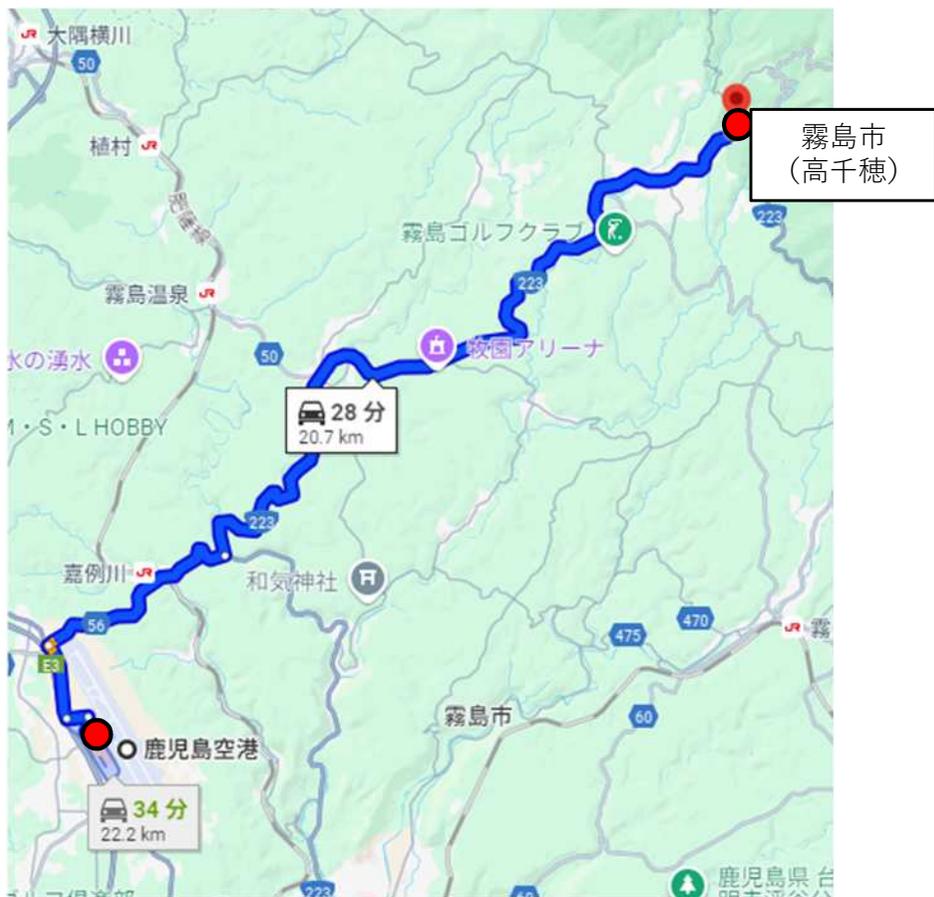


地図：（出典）Google社Google マップ

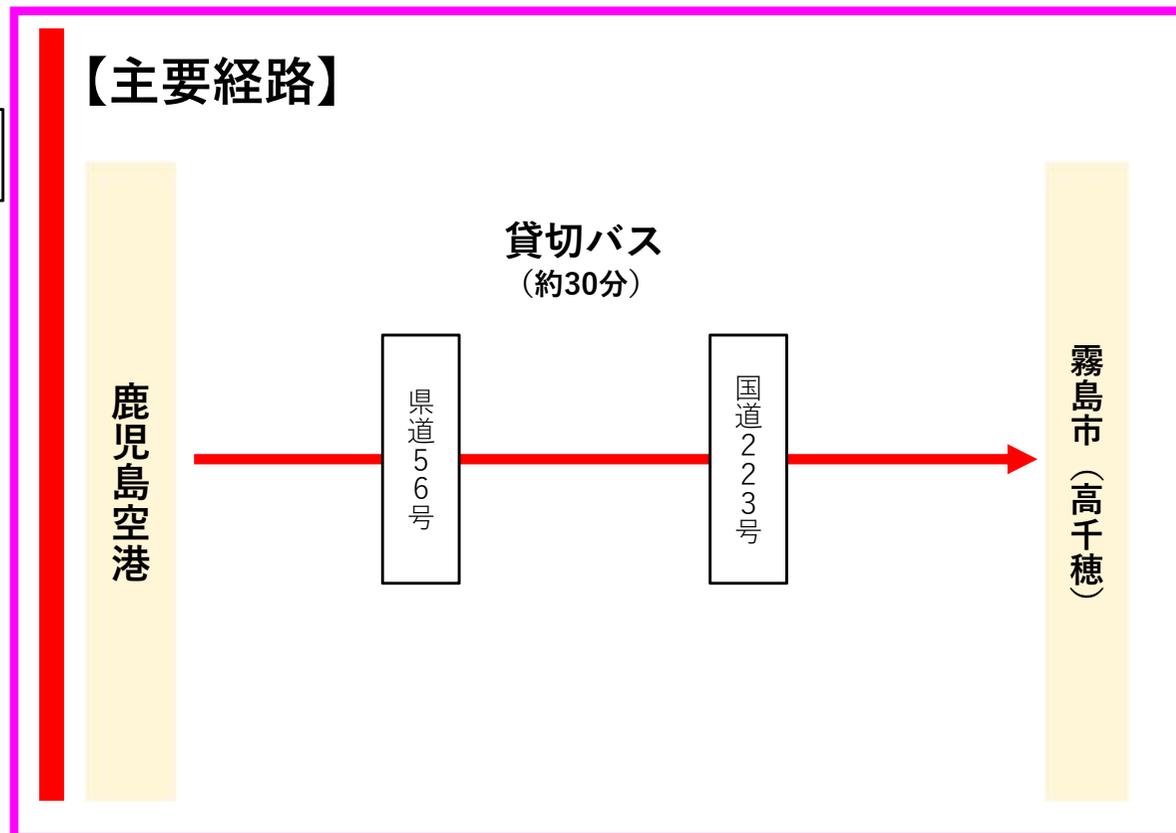


①-⑭ 【輸送計画】 鹿児島空港～霧島市（高千穂）までの主要な経路

- 県は、あらかじめ選定してある避難経路の中から、県警察と調整の上、主要な避難の経路を決定する。
- 今回の訓練における鹿児島空港到着後の経路は、以下の経路で霧島市（高千穂）に移動することを想定。
- 避難住民等の把握の容易さを重視し、貸切バスをピストン運行する経路を主要経路とする。



地図：（出典）Google社Google マップ



②収容施設（ホテル等）の供与

②－(1) 収容施設の供与について

検討の考え方

- 国から九州・山口各県への入域自粛の要請を行う想定とし、検討の対象とする収容施設（ホテル・旅館）については、全ての部屋が空いており、空室率100%と仮定する。
- ホテル等は、1棟全室借上げを前提に確保可能な部屋数を算定。収容可能人数は客室のタイプ毎に「シングルルーム・セミダブルルーム：1名」、「ダブル・ツインルーム：2名」、「トリプルルーム以上：3名」として算定。（客室タイプが不明の部屋については「収容可能人数：1名」として算定。）
- 避難住民には要配慮者（高齢者，障害者，乳幼児その他特別に配慮を要する者（妊産婦，傷病者，内部障害者，難病患者，医療的ケアを必要とする者等））も含むが，特別な配慮が必要な方については令和7年度以降の検討とする。

鹿児島県初期的な計画（宮古島市⇒鹿児島県内4市）における検討

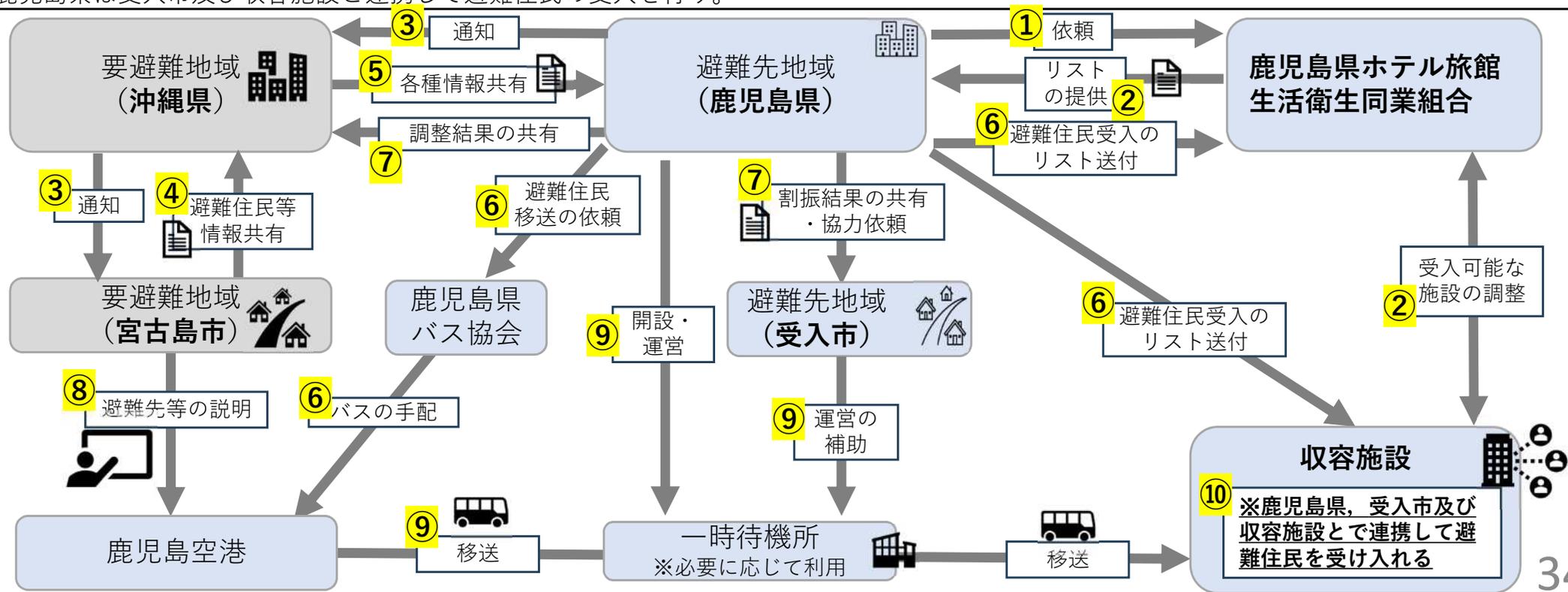
鹿児島県の整理

- 初期的な計画における受入れ検討の対象期間は避難当初の1か月間であり，受入4市にある収容施設で収容可能であることから，鹿児島県においては宮古島市からの避難住民全員（13,814人，7,333世帯）を収容施設（以下「ホテル等」という）での受入れとする。
- 施設の確保については，「武力攻撃事態等発生時におけるホテル・旅館確保調整要領」に基づき鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合を通じて調整する。
- 施設及び部屋の割り振りについては，避難生活への影響を最小限とするため，地区／家族単位などでコミュニティを維持できるよう調整。世帯構成及びホテルの部屋数や部屋の種類等を考慮し一世帯一部屋以上を基準に入居できるように割り当てる。

②-② 避難開始から収容施設受入までの調整に関する流れ

調整の流れ

- ① 鹿児島県は、国から救援指示の調整依頼を受け、鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合へ受入施設のとりまとめ及びリストの提供を依頼する。併せて避難住民の鹿児島空港到着後の輸送計画を作成する。
- ② 鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合は、ホテル旅館と調整の上、受入可能な収容施設のリストを鹿児島県に提供する。
- ③ 鹿児島県は、避難住民への宿泊施設の提供について要避難地域の宮古島市に沖縄県経由で通知する。
- ④ 要避難地域の宮古島市は、避難住民の人数（地区別の内訳、世帯数等の情報含む）、輸送計画等について沖縄県に共有する。
- ⑤ 要避難地域の沖縄県は、宮古島市避難住民の人数、輸送計画等の情報をとりまとめ、避難先地域の鹿児島県へ情報を共有する。
- ⑥ 鹿児島県は収容施設の割振を行い各収容施設及び鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合に受入避難住民のリストを送付する。また、鹿児島県バス協会へ輸送計画を送付し避難住民の移送を依頼する。
- ⑦ 鹿児島県は収容施設の割当て及び移送の調整後、沖縄県と共有する。併せて受入市（鹿児島市、鹿屋市、指宿市、霧島市）に割振状況を共有し、避難者の受入の協力について依頼する。
- ⑧ 宮古島市は、避難住民に対して、鹿児島空港到着までに避難先・生活支援などの説明を行う。
- ⑨ 鹿児島県が中心となり移送を行う。原則、鹿児島空港から直接受入市の収容施設に移動するが、トラブルによりすぐにホテル旅館に行くことができない場合は、空港近くに設置される一時待機所へ移送する。（一時待機所は鹿児島県により開設、運営され、受入市は運営の補助を行う。）
- ⑩ 鹿児島県は受入市及び収容施設と連携して避難住民の受入を行う。



②－(3) 収容施設（ホテル等）の管理運営体制について

※あくまで一案であり、今後の検討の進捗により変更の可能性あり。

避難所の管理体制

- ①収容施設における避難生活は、住民が主体となっていくこととし、県、市はそれを支援する。
 - ②避難住民の中から、収容施設ごとに地区の代表者、副代表者（男性・女性）を決定し、各活動班を編成する。
 - ・総務班（行政との連絡調整に関する窓口、各活動班との連絡調整など）
 - ・避難者班（避難者名簿の管理、退所者の把握など）
 - ・情報管理班（行政からの情報収集、避難住民への情報伝達など）
 - ・食料班（食料の調達、受入、管理・配布）
 - ・物資班（物資の調達、受入、管理・配布）
- ※班編制にあたっては、男女比をなるべく均等化する。
- ③避難者の人数が多い場合は、既存の「町内会」や「班」などの組織を生かして、グループ単位（30人）の「居住組」を編成し、組長を決定し、各活動班員との窓口とする。
 - ④避難住民との連絡調整は、総務班を通じて、情報連絡担当者（宮古島市→県又は市）が窓口となり対応する。

避難所の運営体制

- ①宮古島市、県、市及びホテル等は、それぞれの連絡体制を整備するため、情報連絡担当者を設置する。

【情報連絡担当者の人員配置】

県	鹿児島市	鹿屋市	指宿市	霧島市
6	2	1	1	2

【配置の考え方、連絡方法】

- ・県職員、市職員それぞれ1人あたり9～22施設の対応を想定。
- ・連絡方法は電話、メールにより行う。

- ②宮古島市、県及び市は、必要に応じ、行政情報等をホテル等に提供する。
- ③宮古島市は、行政情報等を避難者に提供するため、ホテル等の協力を得て、掲示板の設置や広報紙の配布等を行う。また、ホテル等は、前記の行政情報等を避難者に提供するため、必要な措置を講じるよう努める。

【必要な措置の例】
掲示板の設置、広報紙の配布、ホームページへの掲載 等
- ④ホテル等は、県から提供のあった避難者名簿を宿泊者名簿と突合し、宮古島市からの避難者であることを確認する。
- ⑤ホテル等は、当日受け入れる避難者がチェックインを完了したときは、速やかに県に連絡する。
- ⑥県は、避難者が買い物や通院、金融機関等での手続きが必要になることが想定されるため循環バスを運行する。
- ⑦宮古島市、県及び市による生活相談窓口を設置する。

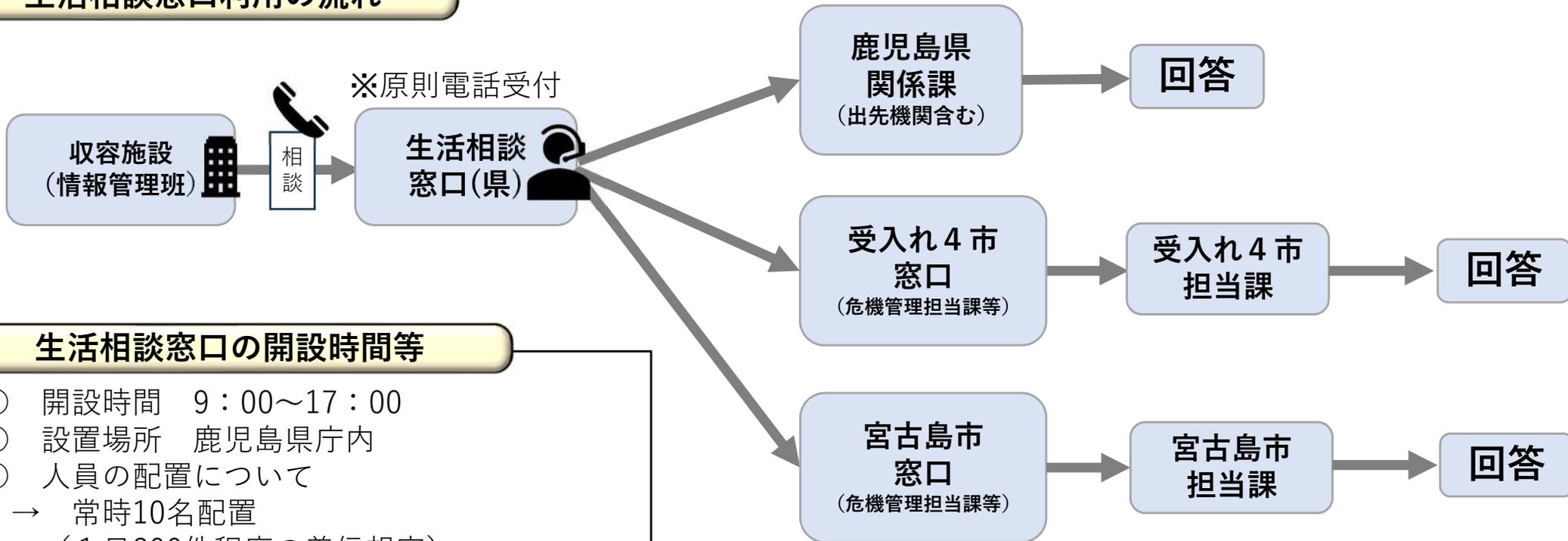
②-(4) 生活相談窓口の設置に係る体制整備について

※あくまで一案であり、今後の検討の進捗により変更の可能性あり。

生活相談窓口設置の考え方

- 避難住民の避難先での生活に関する不安を解消するため、鹿児島県庁内に生活相談窓口を設置する。
【利用方法】
- 各収容施設の「情報管理班」がそれぞれの施設の避難住民の相談を集約し、相談窓口に連絡する。
- 相談窓口から相談内容に対応する関係先（県担当課、受入れ4市窓口、宮古島市窓口）へ連絡し回答を依頼。

生活相談窓口利用の流れ



生活相談窓口の開設時間等

- 開設時間 9:00~17:00
- 設置場所 鹿児島県庁内
- 人員の配置について
→ 常時10名配置
(1日200件程度の着信想定)

【課題】 県庁内の設置場所（会議室等）及び配置人員分の電話機（10台）の確保が必要。

②－(5) 周辺の近隣施設の情報提供について

提供方法

- 市町村のホームページにおいて近隣施設の情報を提供していることから収容施設において行政情報等と併せて情報提供を行う。

提供内容の一例（鹿児島市，霧島市）

The screenshot shows the homepage of the Kagoshima i-Map website. At the top, there is a navigation bar with the logo 'かごしまiマップ' and links for '利用規約' and '使い方ガイド'. The main content area features a large banner with the text: 「かごしまiマップ」とは… 地図や画像を利用して鹿児島市の行政情報や地域情報をインターネットを通じて、市民の皆様にはわかりやすく公開・提供するサイトです。 Below the banner, there is an 'お知らせ' (Notice) section with dates and updates. The bottom section is divided into several categories, each with a map thumbnail and a search button: '掲載マップ一覧' (List of published maps), '施設情報マップ' (Facility information map), '防災マップ' (Disaster map), '生活情報マップ' (Life information map), and '都市計画マップ' (City planning map). A QR code is also present for smartphone access.

(出典) 鹿児島市HP／鹿児島iマップ
<https://www2.wagmap.jp/kagoshima/Portal>

The screenshot shows the '施設案内' (Facility Information) page of the Kirishima City website. At the top, there is a search bar labeled '施設名で検索' and a '検索' button. Below the search bar, there is a list of facility types: 市役所(本庁・総合支所), 観光・レジャー, 子育て・公園, 市営住宅, スポーツ, 学校, 教育・文化・図書館, 保健・福祉・介護, 遊樂所, 医療機関・薬局, 消防・警察, and その他. To the right of the list is a map showing the city of Kirishima with various facilities marked with icons. The map includes labels for '国分中町', '国分', and '国分野口東'. The bottom of the page shows the Google Maps logo and a scale bar.

(出典) 霧島市HP／施設案内
<http://www.city-kirishima.jp/hisyokouhou/shisetsu/index.html>

②-⑥ 入域自粛要請に係る観光客（外国人観光客含む）等への情報周知について

周知方法

- 鹿児島県ホームページにおいて国民保護に関する情報をはじめとした情報発信を行う。
- その他、外国人観光客への情報周知として、県ホームページ（日本語）及び県観光サイト（英語）を通じて、災害時情報提供アプリ Safety tips（緊急地震速報や熱中症情報等を通知する無料アプリ：観光庁監修）やX（Japan Safe Travel（英語）:JNTO管理）等の情報提供を行う。

取組の一例（外国人観光客への情報周知）

外国人観光客の受入関連情報

①

外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safetytips」について

外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safetytips」は、日本国内における緊急地震速報、津波警報、気象特別警報、火災警報、緊急地震速報、熱中症情報等をアプリ上で通知する他、対応フローチャートやコミュニケーションカード等、災害時に必要な情報を掲載できるリンク集等を搭載しているもので、対応が随時更新されています。

対応言語は、15言語（日本語・英語・中国語（繁体字/简体字）・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・オランダ語・スウェーデン語・アメリカ英語・ビルマ語・モンゴル語）あり（2023年11月現在）。

アプリはQRコードまたはリンク先からダウンロードできます。



iPhone QRコード

[災害時情報提供アプリ「Safetytips」 iPhone版（外部リンク）](#)



Android QRコード

[災害時情報提供アプリ「Safetytips」 Android版（外部リンク）](#)

あわせて、外国人旅行者へは、日本政府観光局（JNTO）が運営する訪日外国人旅行者のためのお役立ちサイト「Safetytipsfortravelers」(Jnto.gc.jp)をご案内ください（英語、中国語、中国語（繁体字/简体字））。

訪日外国人観光客の受入れ関連情報（観光庁ホームページ）

観光庁ホームページ「訪日外国人観光客の受入れ関連情報」観光庁(af08.jp)（外部リンク）には、訪日外国人旅行者用災害時お役立ちツール等が掲載されています。

- ・旅行中の感染予防策
- ・日食がなくなった場合の対応について
- ・災害時情報提供アプリ
- ・外国人旅行者向け 仮泊場所 掲載等

JNTO(JapanSafeTravel)X（英語対応）

X（旧ツイッター）:JapanSafeTravel（JSTJ）は日本政府観光局（JNTO）が運営するアカウントで、自然災害の発生時に外国人旅行者のみなさまが求められる情報を発信します。
アカウント名:JapanSafeTravel



②

HOME > What's new > Disaster-related Information(The App "Safety tips")

2023.11.24 [Focus](#) [Notices](#)

Disaster-related Information(The App "Safety tips")

The Japan Tourism Agency's application, Safety Tips, provides multilingual disaster alerts to foreign tourists such as emergency earthquake warnings, tsunami warnings, weather warnings, evacuation advice and other warnings.



[Safety tips for travelers \(Jnto.gc.jp\)](#)

[Download links\(iPhone\)](#)

[Download links\(Android\)](#)

For iPhone



For Android



（出典）① 鹿児島県HP（日本語）／外国人観光客の受入関連情報
<https://www.pref.kagoshima.jp/af08/inbound-information.html>

② 鹿児島県観光サイト（英語）／災害時情報提供アプリの情報
<https://www.kagoshima-kankou.com/for/news/465>

②-(7) 鹿児島市にて受け入れる避難住民等及び避難先について①

【訓練用】

- 東小学校区住民，西城小学校区（長中・長南），旧大神小学校区住民を鹿児島市中心部の宿泊施設へ割振
 ○狩俣小学校区住民を鹿児島市鴨池・与次郎周辺の宿泊施設へ割振

避難元	地区	世帯数	人数	避難先	宿泊施設	部屋数	収容可能人数
宮古島市	東小学校区	3,452	7,105	鹿児島市 (中心部)	鹿児島市収容施設 1	55	123
					鹿児島市収容施設 2	57	166
					鹿児島市収容施設 3	247	422
					鹿児島市収容施設 4	237	270
					鹿児島市収容施設 5	230	345
					鹿児島市収容施設 6	351	446
					鹿児島市収容施設 7	63	110
					鹿児島市収容施設 8	155	210
					鹿児島市収容施設 9	196	384
					鹿児島市収容施設 10	254	313
					鹿児島市収容施設 11	51	89
					鹿児島市収容施設 12	90	112
					鹿児島市収容施設 13	34	80
					鹿児島市収容施設 14	16	36
					鹿児島市収容施設 15	220	238
					鹿児島市収容施設 16	125	184
					鹿児島市収容施設 17	106	121
					鹿児島市収容施設 18	230	252
					鹿児島市収容施設 19	102	115
					鹿児島市収容施設 20	165	329
鹿児島市収容施設 21	17	21					
鹿児島市収容施設 22	7	13					
鹿児島市収容施設 23	96	121					

避難元	地区	世帯数	人数	避難先	宿泊施設	部屋数	収容可能人数
宮古島市	東小学校区 (再掲)	3,452 (再掲)	7,105 (再掲)	鹿児島市 (中心部)	鹿児島市収容施設 2 4	25	54
					鹿児島市収容施設 2 5	72	84
					鹿児島市収容施設 2 6	80	96
					鹿児島市収容施設 2 7	90	107
					鹿児島市収容施設 2 8	51	56
					鹿児島市収容施設 2 9	73	102
					鹿児島市収容施設 3 0	206	414
					鹿児島市収容施設 3 1	118	148
					鹿児島市収容施設 3 2	54	63
					鹿児島市収容施設 3 3	3	9
					鹿児島市収容施設 3 4	6	12
					鹿児島市収容施設 3 5	251	435
					鹿児島市収容施設 3 6	217	463
					鹿児島市収容施設 3 7	98	139
					鹿児島市収容施設 3 8	228	456
	西城小学校 (長 中・長南地区)	262	472	鹿児島市 (鴨池・ 与次郎周 辺)	鹿児島市収容施設 3 9	43	91
	旧大神小学校区	18	21		鹿児島市収容施設 4 0	101	152
	狩俣小学校区	503	817		鹿児島市収容施設 4 1	225	249
					鹿児島市収容施設 4 2	265	455
					鹿児島市収容施設 4 3	208	448
				鹿児島市収容施設 4 4	63	107	
	合計	4,235	8,415	合計	5,581	8,640	

○福嶺小学校区住民を鹿屋市の宿泊施設へ割り振り

避難元	地区	世帯数	人数	避難先	宿泊施設	部屋数	収容可能 人数
宮古島市	福嶺小学校区	537	834	鹿屋市	鹿屋市収容施設 1	48	109
					鹿屋市収容施設 2	192	247
					鹿屋市収容施設 3	52	73
					鹿屋市収容施設 4	73	85
					鹿屋市収容施設 5	157	191
					鹿屋市収容施設 6	56	73
					鹿屋市収容施設 7	66	77
					鹿屋市収容施設 8	71	87
					鹿屋市収容施設 9	134	152
	合計	537	834	合計	849	1,094	

- 西城小学校区住民（長中・長南地区以外）を指宿市湯の浜周辺の宿泊施設へ割振
 ○池間小学校区住民を指宿市西方・東方周辺の宿泊施設へ割振

避難元	地区	世帯数	人数	避難先	宿泊施設	部屋数	収容可能人数
宮古島市	西城小学校区 (長中・長南地区除く)	545	1,003	指宿市 (湯の浜 周辺)	指宿市収容施設 1	70	201
					指宿市収容施設 2	77	215
					指宿市収容施設 3	104	266
					指宿市収容施設 4	46	138
					指宿市収容施設 5	49	135
					指宿市収容施設 6	68	156
					指宿市収容施設 7	7	17
					指宿市収容施設 8	7	21
					指宿市収容施設 9	140	391
					指宿市収容施設 10	7	16
					指宿市収容施設 11	7	14
	指宿市収容施設 12	25	44				
	池間小学校区	327	477	指宿市 (西方・ 東方)	指宿市収容施設 13	195	552
					指宿市収容施設 14	33	84
					指宿市収容施設 15	56	153
					指宿市収容施設 16	158	213
合計	872	1,480		合計	1,049	2,616	

- 城辺小学校区住民（砂川小学校区の単身世帯138名を含む）を霧島市隼人・国分中央周辺の宿泊施設へ割振
 ○砂川小学校区住民を霧島市高千穂周辺の宿泊施設へ割振

避難元	地区	世帯数	人数	避難先	宿泊施設	部屋数	収容可能人数
宮古島市	城辺小学校区 ＋ 砂川小学校区の 単身世帯138名	856	1,521	霧島市 (隼人・ 国分中 央)	霧島市収容施設 1	328	582
					霧島市収容施設 2	14	42
					霧島市収容施設 3	7	14
					霧島市収容施設 4	85	85
					霧島市収容施設 5	13	30
					霧島市収容施設 6	29	56
					霧島市収容施設 7	16	35
					霧島市収容施設 8	20	45
					霧島市収容施設 9	14	30
					霧島市収容施設 10	46	77
					霧島市収容施設 11	73	90
					霧島市収容施設 12	71	73
					霧島市収容施設 13	120	134
					霧島市収容施設 14	36	42
					霧島市収容施設 15	155	181
					霧島市収容施設 16	40	81
					霧島市収容施設 17	18	52
					霧島市収容施設 18	12	30
					霧島市収容施設 19	21	48
霧島市収容施設 20	7	14					

避難元	地区	世帯数	人数	避難先	宿泊施設	部屋数	収容可能 人数
宮古島市	砂川小学校区	833	1,564	霧島市 (高千穂 周辺)	霧島市収容施設 2 1	8	13
					霧島市収容施設 2 2	13	39
					霧島市収容施設 2 3	14	29
					霧島市収容施設 2 4	8	22
					霧島市収容施設 2 5	9	21
					霧島市収容施設 2 6	7	17
					霧島市収容施設 2 7	11	11
					霧島市収容施設 2 8	9	20
					霧島市収容施設 2 9	104	271
					霧島市収容施設 3 0	79	182
					霧島市収容施設 3 1	157	220
					霧島市収容施設 3 2	18	54
					霧島市収容施設 3 3	39	110
					霧島市収容施設 3 4	14	29
					霧島市収容施設 3 5	10	30
					霧島市収容施設 3 6	6	12
					霧島市収容施設 3 7	8	23
					霧島市収容施設 3 8	10	26
					霧島市収容施設 3 9	11	25
					霧島市収容施設 4 0	6	14
					霧島市収容施設 4 1	5	15
霧島市収容施設 4 2	54	162					
霧島市収容施設 4 3	8	21					
霧島市収容施設 4 4	170	506					
	合計	1,689	3,085		合計	1,903	3,613

②－(11) 受入市内における避難住民専用循環バス運行について

運行案

- 受入各市毎に、各収容施設や商業施設や医療機関等を循環する専用バスの運行を検討。
- 中型バス（正座席30名程度）を使用。
- 無償で運行するものとする。
- 循環バスは、宮古島市からの避難住民の受入れ完了後の避難住民の移動手段として利用する。

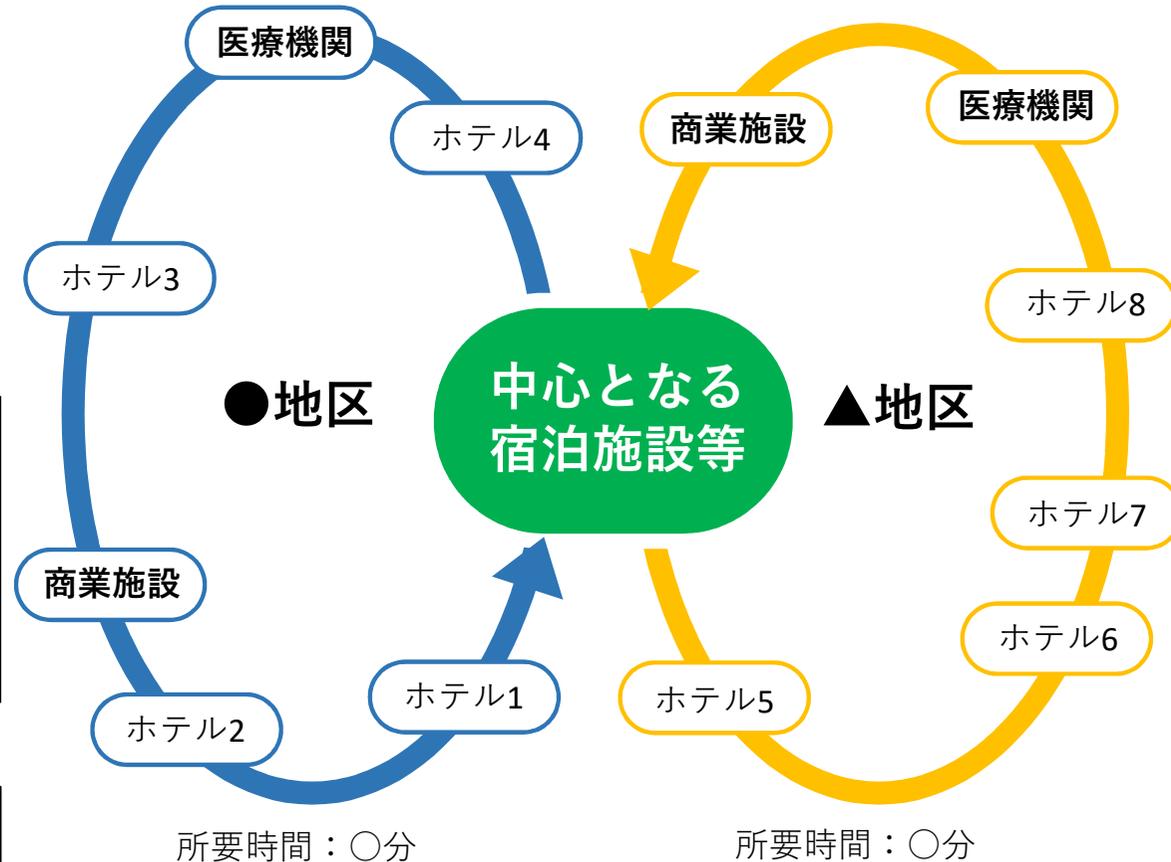
調整事項等

- ① 循環バスの運行に係る体制
→ バス事業者による運行管理等の調整
- ② 運行期間
→ 1か月
※ 利用状況に応じて月単位で運行期間を更新
※ 運行区間も適宜見直しを行う

コミュニティバス等の利用について（課題）

- 避難住民のコミュニティバスや路線バスの利用にあたっては、市民への影響を最小限にするため、バス事業者等との事前協議において、避難住民の利用ルール等を検討する必要がある。
- 鹿児島県においては避難住民の移動手段として、宿泊施設からの循環バスの運行を検討しているため、避難住民に対しては専用循環バスの利用を推奨することとしたい。

【循環バス運行イメージ】



【循環バスの必要台数：中型バスを想定】

受入4市合計 26台

鹿児島市	4台	鹿屋市	4台
指宿市	6台	霧島市	16台

②－(12) 鹿児島市避難住民専用循環バス運行について（運行ダイヤ）

鹿児島市循環バス西回り運行ダイヤ

停留所名	発車時刻									
	1号車	2号車	1号車	2号車	1号車	2号車	1号車	2号車	1号車	2号車
鹿児島市内停車場 1	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
鹿児島市内停車場 2	8:07	9:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07
鹿児島市内停車場 3	8:12	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12
鹿児島市内停車場 4	8:22	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22
鹿児島市内停車場 5	8:29	9:29	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29
鹿児島市内停車場 6	8:36	9:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36
鹿児島市内停車場 7	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41
鹿児島市内停車場 8	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45
鹿児島市内停車場 9	8:55	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55
鹿児島市内停車場 10	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
鹿児島市内停車場 11	9:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08	18:08
鹿児島市内停車場 1	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15
	→10:00発	→11:00発	→12:00発	→13:00発	→14:00発	→15:00発	→16:00発	→17:00発	→業務終了	→業務終了

鹿児島市循環バス東回り運行ダイヤ

停留所名	発車時刻									
	3号車	4号車	3号車	4号車	3号車	4号車	3号車	4号車	3号車	4号車
鹿児島市内停車場 1	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30
鹿児島市内停車場 11	8:40	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40
鹿児島市内停車場 10	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46
鹿児島市内停車場 9	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50
鹿児島市内停車場 8	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
鹿児島市内停車場 7	9:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05
鹿児島市内停車場 6	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10
鹿児島市内停車場 5	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17
鹿児島市内停車場 4	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
鹿児島市内停車場 3	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34
鹿児島市内停車場 2	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	18:39
鹿児島市内停車場 1	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	18:45
	→10:30発	→11:30発	→12:30発	→13:30発	→14:30発	→15:30発	→16:30発	→17:30発	→業務終了	→業務終了

②－(13) 鹿屋市避難住民専用循環バス運行について（運行ダイヤ）

鹿屋市循環バス（西回り）運行ダイヤ

停留所名	発車時刻									
	1号車	1号車	2号車	2号車	1号車	1号車	2号車	2号車	1号車	2号車
鹿屋市停車場 1	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
鹿屋市停車場 2	9:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02
鹿屋市停車場 3	9:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05
鹿屋市停車場 4	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09
鹿屋市停車場 5	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19
鹿屋市停車場 6	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22
鹿屋市停車場 7	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
鹿屋市停車場 8	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:26
鹿屋市停車場 9	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
鹿屋市停車場 10	9:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38	18:38
鹿屋市停車場 11	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43	18:43
鹿屋市停車場 1	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49
	→10:00発	→13:00発	→12:00発	→15:00発	→14:00発	→17:00発	→16:00発	→18:00発	→業務終了	→業務終了

鹿屋市循環バス（東回り）運行ダイヤ

停留所名	発車時刻									
	3号車	3号車	4号車	4号車	3号車	3号車	4号車	4号車	3号車	4号車
鹿屋市停車場 1	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
鹿屋市停車場 11	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	18:39
鹿屋市停車場 10	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46	18:46
鹿屋市停車場 9	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52	18:52
鹿屋市停車場 8	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54	18:54
鹿屋市停車場 7	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56	18:56
鹿屋市停車場 6	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:58	18:58
鹿屋市停車場 5	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05	19:05
鹿屋市停車場 4	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11	19:11
鹿屋市停車場 3	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15	19:15
鹿屋市停車場 2	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18	19:18
鹿屋市停車場 1	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19	19:19
	→10:30発	→13:30発	→12:30発	→15:30発	→14:30発	→17:30発	→16:30発	→18:30発	→業務終了	→業務終了

②－(14) 指宿市避難住民専用循環バス運行について（運行ダイヤ）

指宿市循環バス（西回り）運行ダイヤ

停留所名	発車時刻									
	1号車	2号車	1号車	2号車	1号車	2号車	1号車	2号車	1号車	2号車
指宿市停車場所 1	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
指宿市停車場所 2	8:04	9:04	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04
指宿市停車場所 3	8:08	9:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08
指宿市停車場所 4	8:10	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10
指宿市停車場所 5	8:13	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13
指宿市停車場所 6	8:15	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15
指宿市停車場所 7	8:17	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17
指宿市停車場所 8	8:19	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19
指宿市停車場所 9	8:21	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21
指宿市停車場所 10	8:24	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24
指宿市停車場所 11	8:32	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32
指宿市停車場所 12	8:36	9:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36
指宿市停車場所 13	8:40	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40
指宿市停車場所 14	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48
指宿市停車場所 15	8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52
指宿市停車場所 16	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
指宿市停車場所 17	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09
指宿市停車場所 18	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19
指宿市停車場所 19	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
指宿市停車場所 20	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:28
指宿市停車場所 21	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:32
指宿市停車場所 1	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35
	→10:00発	→11:00発	→12:00発	→13:00発	→14:00発	→15:00発	→16:00発	→17:00発	→業務終了	→業務終了

指宿市避難住民専用循環バス運行について（運行ダイヤ）

指宿市循環バス（東回り）運行ダイヤ

停留所名	発車時刻									
	3号車	4号車								
指宿市停車場所 1	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30
指宿市停車場所 2 1	8:34	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34
指宿市停車場所 2 0	8:38	9:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38
指宿市停車場所 1 9	8:42	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42
指宿市停車場所 1 8	8:51	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51
指宿市停車場所 1 7	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57
指宿市停車場所 1 6	9:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08	18:08
指宿市停車場所 1 5	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:16
指宿市停車場所 1 4	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20
指宿市停車場所 1 3	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:26
指宿市停車場所 1 2	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
指宿市停車場所 1 1	9:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38	18:38
指宿市停車場所 1 0	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42	18:42
指宿市停車場所 9	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45	18:45
指宿市停車場所 8	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47	18:47
指宿市停車場所 7	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49
指宿市停車場所 6	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51
指宿市停車場所 5	9:53	10:53	11:53	12:53	13:53	14:53	15:53	16:53	17:53	18:53
指宿市停車場所 4	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56	18:56
指宿市停車場所 3	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:58	18:58
指宿市停車場所 2	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02	19:02
指宿市停車場所 1	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05	19:05

→10:30発 →11:30発 →12:30発 →13:30発 →14:30発 →15:30発 →16:30発 →17:30発 →業務終了 →業務終了

②-(15) 霧島市（隼人・国分中央）避難住民専用循環バス運行について（運行ダイヤ）

霧島市循環バス西回り運行ダイヤ

停留所名	発車時刻									
	1号車	2号車	3号車	1号車	2号車	3号車	1号車	2号車	3号車	1号車
霧島市停車場所 1	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
霧島市停車場所 2	8:06	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06
霧島市停車場所 3	8:16	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16
霧島市停車場所 4	8:22	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22
霧島市停車場所 5	8:25	9:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25
霧島市停車場所 6	8:28	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28
霧島市停車場所 7	8:34	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34
霧島市停車場所 8	8:54	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54
霧島市停車場所 9	9:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02
霧島市停車場所 10	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:13
霧島市停車場所 11	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
霧島市停車場所 12	9:33	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:33
霧島市停車場所 13	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	18:40
霧島市停車場所 14	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47	18:47
霧島市停車場所 15	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51
霧島市停車場所 16	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55	18:55
霧島市停車場所 17	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	17:59	18:59
霧島市停車場所 1	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05	19:05
	→11:00発	→12:00発	→13:00発	→14:00発	→15:00発	→16:00発	→17:00発	→業務終了	→業務終了	→業務終了

霧島市（隼人・国分中央）避難住民専用循環バス運行について（運行ダイヤ）

霧島市循環バス東回り運行ダイヤ

停留所名	発車時刻									
	4号車	5号車	6号車	4号車	5号車	6号車	4号車	5号車	6号車	4号車
霧島市停車場所 1	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30
霧島市停車場所 1 7	8:33	9:33	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33
霧島市停車場所 1 6	8:37	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37
霧島市停車場所 1 5	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41
霧島市停車場所 1 4	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45
霧島市停車場所 1 3	8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52
霧島市停車場所 1 2	9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01	18:01
霧島市停車場所 1 1	9:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08	18:08
霧島市停車場所 1 0	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23
霧島市停車場所 9	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34
霧島市停車場所 8	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42	18:42
霧島市停車場所 7	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02	19:02
霧島市停車場所 6	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08	18:08	19:08
霧島市停車場所 5	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11	19:11
霧島市停車場所 4	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14	19:14
霧島市停車場所 3	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20	19:20
霧島市停車場所 2	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30	19:30
霧島市停車場所 1	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35	19:35

→11:30発 →12:30発 →13:30発 →14:30発 →15:30発 →16:30発 →17:30発 →業務終了 →業務終了 →業務終了

②-16 霧島市（高千穂地区）避難住民専用循環バス運行について（運行ダイヤ）

霧島市街地方面西回り運行ダイヤ

停留所名	発車時刻									
	1号車	2号車	3号車	4号車	5号車	1号車	2号車	3号車	4号車	5号車
霧島市停車場所 1 8	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
霧島市停車場所 1 9	8:04	9:04	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04
霧島市停車場所 2 0	8:06	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06
霧島市停車場所 2 1	8:09	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09
霧島市停車場所 2 2	8:12	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12
霧島市停車場所 2 3	8:19	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19
霧島市停車場所 2 4	8:27	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27
霧島市停車場所 2 5	8:40	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40
霧島市停車場所 2 6	9:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07	18:07
霧島市停車場所 2 7	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:12
霧島市停車場所 2 8	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:26
霧島市停車場所 2 9	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43	18:43
霧島市停車場所 3 0	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55	18:55
霧島市停車場所 3 1	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06	19:06
霧島市停車場所 3 2	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:13	19:13
霧島市停車場所 3 3	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42	18:42	19:42
霧島市停車場所 3 4	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49	18:49	19:49
霧島市停車場所 3 5	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57	18:57	19:57
霧島市停車場所 3 6	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09	19:09	20:09
霧島市停車場所 3 7	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:16	19:16	20:16
霧島市停車場所 3 8	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24	19:24	20:24
霧島市停車場所 3 9	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	18:39	19:39	20:39
霧島市停車場所 1 8	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52	18:52	19:52	20:52
	→13:00発	→14:00発	→15:00発	→16:00発	→17:00発	→業務終了	→業務終了	→業務終了	→業務終了	→業務終了

霧島市（高千穂地区）避難住民専用循環バス運行について（運行ダイヤ）

霧島市街地方面東回り運行ダイヤ

停留所名	発車時刻									
	6号車	7号車	8号車	9号車	10号車	6号車	7号車	8号車	9号車	10号車
霧島市停車場 1 8	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30
霧島市停車場 3 9	8:44	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44
霧島市停車場 3 8	8:59	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	17:59
霧島市停車場 3 7	9:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07	18:07
霧島市停車場 3 6	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14
霧島市停車場 3 5	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	18:27
霧島市停車場 3 4	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34	18:34
霧島市停車場 3 3	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41	18:41
霧島市停車場 3 2	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10	19:10
霧島市停車場 3 1	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17	19:17
霧島市停車場 3 0	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:28	19:28
霧島市停車場 2 9	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	18:40	19:40
霧島市停車場 2 8	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57	18:57	19:57
霧島市停車場 2 7	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11	19:11	20:11
霧島市停車場 2 6	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:16	19:16	20:16
霧島市停車場 2 5	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43	18:43	19:43	20:43
霧島市停車場 2 4	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56	18:56	19:56	20:56
霧島市停車場 2 3	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04	18:04	19:04	20:04	21:04
霧島市停車場 2 2	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11	19:11	20:11	21:11
霧島市停車場 2 1	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14	19:14	20:14	21:14
霧島市停車場 2 0	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17	19:17	20:17	21:17
霧島市停車場 1 9	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19	19:19	20:19	21:19
霧島市停車場 1 8	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23	19:23	20:23	21:23
	→13:30発	→14:30発	→15:30発	→16:30発	→17:30発	→業務終了	→業務終了	→業務終了	→業務終了	→業務終了

③食品の給与及び飲料水の供給

③－(1) 食事（弁当）の給与について

検討の考え方

- 国が自治体等と接触を開始してから実際に避難を開始するまでに一定の期間があり、物資調達のスキームや事業者の選定等について調整する猶予があるものとする。
- 自然災害における避難所開設のように突発的なものではないため、備蓄物資による対応を前提としない。（ただし、緊急の場合は備蓄物資による対応も可能とする。）
- 調達スキームの都合上、本項目における検討は食事（弁当）に限るものとし、その他食品及び飲料水の供給については、後述の生活必需品の供給と併せて整理する。

鹿児島県初期的な計画（宮古島市⇒鹿児島県内4市）における検討

鹿児島県の整理

- 1日3食提供可能なホテル等については検討の対象から除外する。
- 食事の提供が困難な場合、「**食事（弁当）供給体制の構築について**」の手順で県が別途手配する。
- 各ホテル等における食事の必要数の把握については「**食事（弁当）供給体制の構築について**」の手順で受入4市に補助していただくことを想定している。
- 食事（弁当）の配達については、食事（弁当）提供事業者自ら配送することを想定しているが、元々の営業形態で配達を行っていない事業者については、「**食事（弁当）供給体制の構築について**」の手順で**運送事業者の協力により収容施設まで配達を行うこととする。**

食事（弁当）の給与について

（1）事前準備

- ホテル等での食事の提供が困難な場合、鹿児島県において弁当事業者等へ発注する。
発注に当たって留意が必要な事項は以下の通り
 - ・提供対応可能な数量であるか
 - ・1ヵ月間、毎日提供可能か（3食が困難な場合は分けて発注も検討（例）朝食・夕食と昼食は別の事業者）
 - ・ホテル等が配送可能なエリアにあるか（各市ごとの発注を検討）
- 食物アレルギーや離乳食、咀嚼・嚥下困難等の特別な配慮が必要な場合は別途対応が求められるため、事前に避難住民に聞き取りを行っておく必要がある。（初期的な計画においては考慮しない。）

（2）提供方法

- 食事の提供については、ホテル等と調整のうえ、当該施設機能に応じて対応を検討する。
 - ・食堂がある場合 → 食堂で定刻に提供
 - ・食堂がない場合 → 収容施設毎に当番を決めて避難住民自らによる配布を行う。
（対応できない理由がある場合は、県または受入市による支援を検討）

（3）その他

- 弁当事業者等の発注に際しては、食品衛生法や大量調理施設衛生管理マニュアル（厚労省作成）の基準を満たす必要がある。
- 献立の検討に当たっては、3食の栄養バランスを配慮した献立内容が望ましい。
- 必要に応じて、「**食事（弁当）の調達・提供に係る調整を外部委託する場合の調整の流れ**」のように、発注から配送までの手続きを一括して業務委託するパターンも案として検討する。

③-② 食事（弁当）供給体制の構築について

※今後変更の可能性あり

食事（弁当）供給体制の構築（役割分担）

① 鹿児島県

- ・必要な食事（弁当）の数量についての情報把握
- ・食事（弁当）提供事業者に必要な数量の食品を発注
- ・運送業者への物資の運用の要請
(ホテルまで配送できない事業者がいる場合)

②受入4市（鹿児島市、鹿屋市、指宿市、霧島市）

- ・避難先施設における必要な食事（弁当）の数量の把握及び県への報告
→各ホテル旅館ごとに避難住民の中から食事（弁当）の必要数の報告者及び食事当番（業者からの受取人）を決めておく。

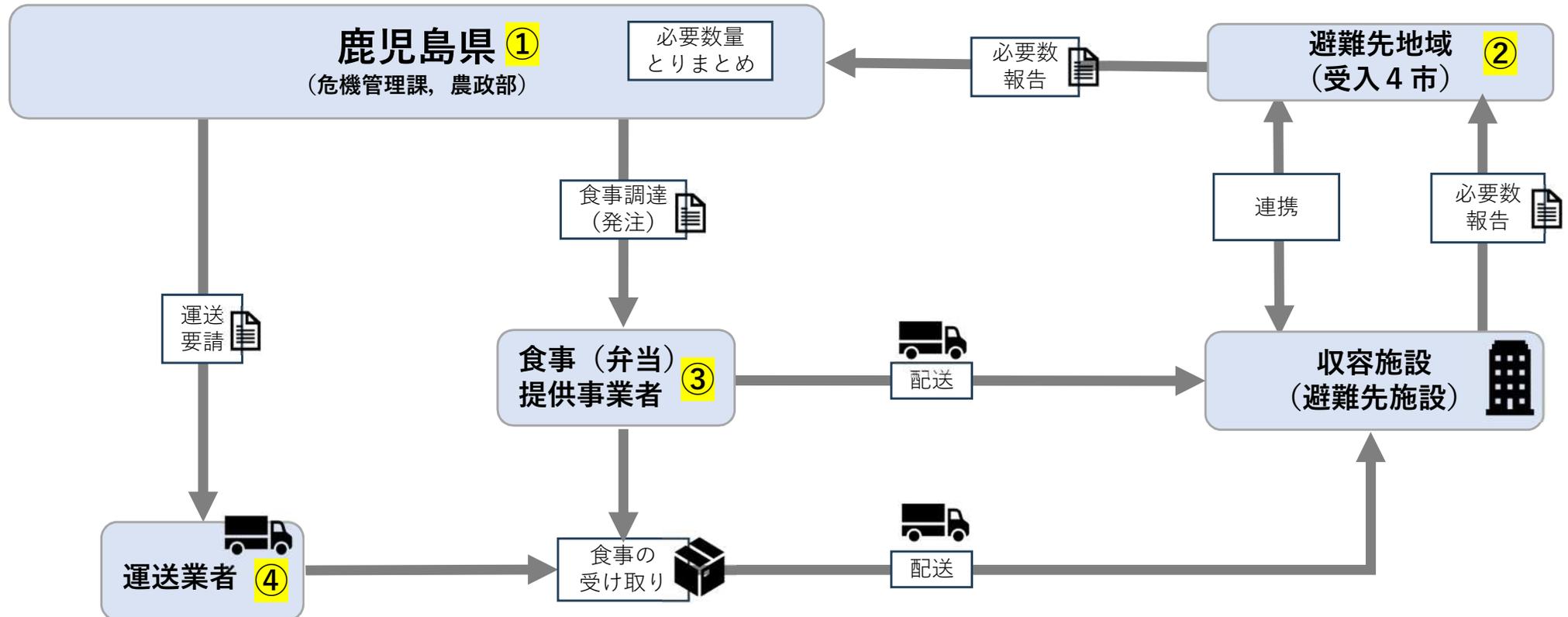
③食事（弁当）提供事業者

- ・食事の提供
- ・必要な食品数を提供するための食料品の確保

④運送事業者

- ・避難先施設への弁当の配送
(ホテルまで配送のできない事業者がいる場合)

食事（弁当）供給体制の構築



③－③ 食事（弁当）供給体制の構築について【委託の場合】

※今後変更の可能性あり

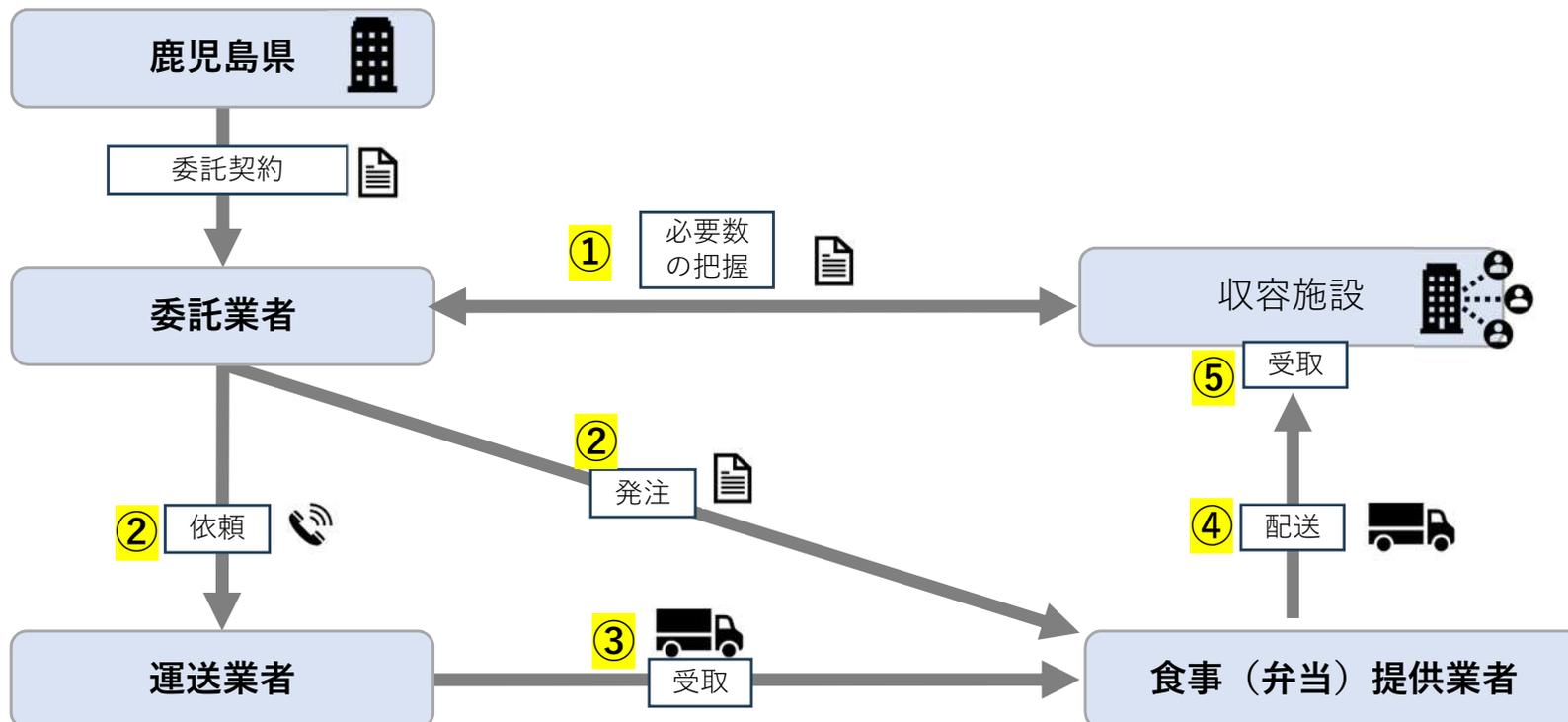
委託業者に委託する場合の調整の流れ案

【前提条件】

- ・ホテル旅館で3食提供できない場合にこの流れで調達を行う。
- ・鹿児島県は受入4市（鹿児島市、鹿屋市、指宿市、霧島市）内の食事が提供できる事業者（弁当屋等）について把握しておく。
- ・各ホテル旅館ごとに避難住民の中で食事当番（委託業者への連絡者及び食事（弁当）の受取人）を決めておく。
- ・各ホテルに食事が届く時間も予め決めておく。

【調整の流れ】

- ①委託業者は、翌日分の食事の必要数を把握する。
- ②委託業者は、食事提供業者に発注し、併せて必要に応じて（業者が配達できない場合など）運送業者に配送の依頼を行う。
- ③運送業者は、食事提供業者から商品を受け取る。
- ④食事提供業者及び運送業者は決められた時間までに各ホテル旅館へ配送する。
- ⑤各ホテル旅館ごとに食事当番が受け取り、提供する。



③－(4) 【検討】霧島市における食事（弁当）供給体制の構築について

初期的な計画作成における取組み

○霧島市において、現在受入予定の避難住民（城辺小学校区及び砂川小学校区3,085人）に対して、以下の条件で、今回のスキームによる食事提供の検討を行った。

【条件】

- 受入予定の避難住民全員（3,085人）に昼食を提供（朝・夕は宿泊施設で提供可能と仮定）
- 九州・山口各県は平時の状態であるため、物流の混乱、物資の買い占めは発生していない

提供事業者の選定

○霧島市内に営業所を持つC社に協力を依頼し以下のとおり検討を行った。（**現在調整中**）

検討結果

- 提供対応可能な数量であるか
 - 3,085人分の食事の提供可能
- 1ヵ月間、毎日提供可能か
 - 事前の調整が必須だが、1ヶ月間毎日の提供が可能
- ホテル等が配送可能なエリアにあるか
 - 利用を想定している全ての施設が配送可能なエリアに入っている

※ 以上の検討結果から、事項のとおり**霧島市における食事（弁当）供給体制の構築**を行った。

今後の課題

- 災害救助費の範囲内（1人あたり1,230円）で1日3食の提供が可能かどうか検討が必要
国において1人あたりの食費金額について引き上げの検討をお願いしたい。
- このスキームで実現するためには、少なくとも1～2ヶ月の準備期間が必要
- 物流体制の調整が必要（配送車両の確保、ホテル側の荷下ろし場所の確保、保管場所の確保など）

【検討】霧島市における食事（弁当）供給体制の構築について

※今後変更の可能性あり

食事（弁当）供給体制の構築（役割分担）

① 鹿児島県

- ・ 必要な食事（弁当）の数量についての情報把握
- ・ 食事（弁当）提供事業者に必要な数量の食品を発注

【発注の時期・タイミング】

→ 利用開始日の前の週の水曜日までに発注することとする。
 その後、毎週水曜日に翌週分の発注を行う。
 （右下参考図参照）

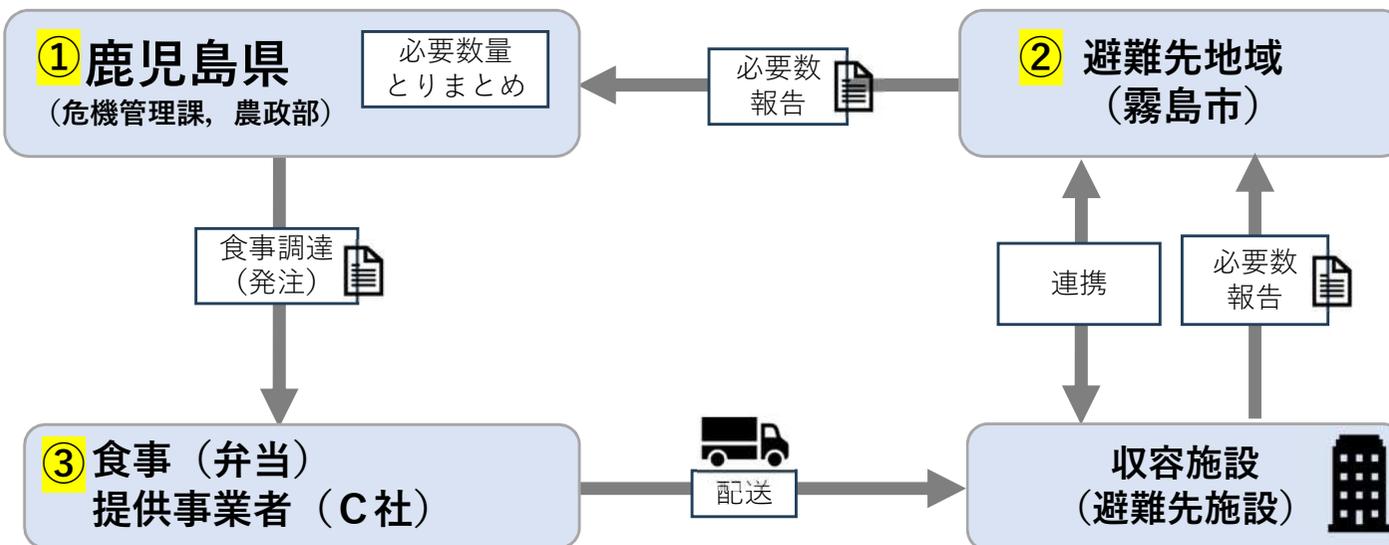
② 受入市（霧島市）

- ・ 避難先施設における必要な食事（弁当）の数量の把握及び県への報告
- 各ホテル旅館ごとに避難住民の中から食事（弁当）の必要数の報告者及び食事当番（業者からの受取人）を決めておく。

③ 食事（弁当）提供事業者（C社）

- ・ 食事の提供
- ・ 必要な食品数を提供するための食料品の確保

食事（弁当）供給体制の構築



(参考図)

発注の時期・タイミング

○ ……発注日

(例) 20XX年〇月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

※20XX年〇月9日から利用開始する場合、
 〇月4日までに発注する必要がある。

③－(5) 食事及び生活必需品の発注様式について

※今後変更の可能性あり

○ 避難所（ホテル旅館等）における，食事及び生活必需品の必要数量の把握については，以下の様式を使用する。

【様式】食事依頼伝票（案）

食事依頼伝票

避 難 所	依頼日時	月 日 時 分	
	避難所名		
	住 所		
	担当者名		
依 頼 数	電 話	F A X	
	朝 食	食	
	昼 食	食	
	夕 食	食	
	合 計	食	
その他の依頼内容			
鹿 児 島 本 部	受信日時	月 日 時 分	
	担当者名		
	処理日時	月 日 時 分	
	朝 食	食	
配 送 数	昼 食	食	
	夕 食	食	
	合 計	食	
発注業者			
配送業者			
配送確認時間			

【様式】物資依頼伝票（案）

物資依頼伝票

避 難 所	依頼日時	月 日 時 分		①	施設名	②	発注先事業者名 電 話 F A X		
	住 所						伝票No	伝票枚数	
	担当者名			鹿 児 島 本 部	本部受付日時		月 日 時 分		
	電 話	F A X			本部受信者名 電 話 F A X				
	品 名	サイズ など	数 量	出 荷 数	荷 量	個 口	備 考		
	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
6									
7									
8									
9									
10									
						個口合計			

- ・ 一行につき一品，サイズごとに記入し，数量はキリのいい数で注文してください。
- ・ 性別などは「サイズなど」の欄に記入してください。
- ・ 必要物資はこの伝票に記入し，鹿児島県本部に原則としてFAXで配達・注文を依頼してください。
- ・ FAXが使えない場合は，必ず控えを残しておいてください。
- ・ 鹿児島県本部は，受領時に「物資受払簿」に記入してください。【P】

③ 配 送 指 示	出荷日時	月 日 時 分		④	避難所 受 領 サイン
	配達業者 電 話 F A X				
	配達日時	月 日 時 分			

④生活必需品の給与又は貸与

④－(1) 生活必需品の給与又は貸与について

考え方

- 「食事（弁当）の供与」と同様に、国が自治体等と接触を開始してから実際に避難を開始するまでに一定の期間があり、物資調達スキームや事業者の選定等について調整する猶予があるものとする。
- 自然災害における避難所開設のように突発的なものではないため、備蓄物資による対応を前提としない。（ただし、緊急の場合は備蓄物資による対応も可能とする。）
- 物資集積拠点は、鹿児島県災害時受援計画において予め選定された物資拠点候補地の利用を想定する。
- 調達スキームの都合上、食品（弁当除く）及び飲料水の供給についても、生活必需品の供給と併せて整理する。

鹿児島県の整理

- 生活必需品については、後述のスライド「生活必需品（食品（弁当除く）、飲料水を含む）の供給体制の構築について」の流れ（供給体制）で提供することを想定。
- 生活必需品を調達するにあたり、県と民間事業者が締結している災害時応援協定の枠組みを活用する。
- 協定等により十分な量の調達が困難な物資がある場合は、国に対する不足物資の要請についても検討する。
- 物資集積拠点として、県内外からの受入れは「一次輸送拠点（鹿児島県災害時受援計画における県物資拠点候補地を検討中）」、受入4市内への配送先は「二次輸送拠点（鹿児島県災害時受援計画における市町村物資拠点候補地を検討中）」を想定する。
- 生活必需品の提供についても、必要に応じて発注から配送（提供）までを外部委託することを一案として検討。

④－(2) 物資集積所の設置について

※今後変更の可能性あり

物資集積所の設置について

設置主体 (開設者)	施設名称	施設所有者	所在地
鹿児島市	鹿児島ふれあいスポーツセンター	鹿児島市	鹿児島市中山町591-1
鹿屋市	鹿屋市体育館	鹿屋市	鹿屋市向江町29-1
指宿市	指宿市役所北側別館・老人福祉センター	指宿市	指宿市十町2424
霧島市	隼人体育館	霧島市	霧島市隼人町山田1-14-16
	牧園アリーナ	霧島市	霧島市牧園町宿窪田2992

※鹿児島県初期的な計画においては、物資提供事業者が市の物資集積所に直接配送することとする。

物資集積所における業務・人員配置について

- 業務（開設時間 9:00～17:00）
 - ・ 物資の仕分け・梱包
- 人員の配置について
 - ・ 避難開始1週間は、一時待機所も含めた多くの物資が動くため、多数の職員を配置
 - ・ 避難開始1週間後以降は、宮古島市職員も含めて配置する

○ 避難開始1週間の人員配置

施設名称	鹿児島県	受入各市	合計
鹿児島ふれあいスポーツランド	55	30	85
鹿屋市体育館	7	4	11
指宿市役所北側別館・老人福祉センター	12	6	18
隼人体育館	11	6	17
牧園アリーナ	11	6	17
合計	96	52	148

※1人あたり50世帯分の物資の対応を想定

○ 避難開始1週間後以降の人員配置

施設名称	鹿児島県	受入各市	宮古島市	合計
鹿児島ふれあいスポーツランド	23	10	10	43
鹿屋市体育館	2	2	2	6
指宿市役所北側別館・老人福祉センター	3	3	3	9
隼人体育館	5	2	2	9
牧園アリーナ	5	2	2	9
合計	38	19	19	76

※1人あたり100世帯分の物資の対応を想定

生活必需品の提供（配布）方法

- 一時待機所で使用する物品については、避難1日目の住民が鹿児島空港に到着するまでに一時待機所に搬入を完了することができるよう、提供業者と調整する。
- 毎日定量が必要な飲料水等については、2日に1回直接ホテルへ配送する。
- 循環バスの経由地に物資集積所を設定し、必要なものはその都度住民自ら受け取りに行くことを想定。

④－(3) 提供する食品・飲料水，生活必需品の対象一覧

- 令和5年度の沖縄県・5市町村が行った訓練検討では，航空機搭乗時の手続き円滑化等の観点から，先島諸島5市町村で「持込荷物のバッグは3辺の和が100cm以内（100席未満の場合のサイズ）＋身の回り品」と統一しており，長期避難に必要な荷物は別送する方向で別途検討することとしている。
- このような状況をふまえ，避難直後に必要となると想定される生活必需品等を以下のとおり一案を作成。今後，別送等に係る検討と連携しつつ生活必需品の給与等について整理していく。



対象物品の整理

- 鹿児島県初期的な計画において，避難住民に提供する食品，飲料水，生活必需品の対象品目については，「鹿児島県が民間事業者と締結している災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」，「鹿児島県地域防災計画」，「避難住民の受入れに係る先行検討例」を参考に以下のとおり案とする。

※下線は，一時待機所でのみ使用が見込まれる物資。

食品・飲料水一覧

【食品（弁当は前項，「食事の提供」で検討したため除外）・飲料水】
おにぎり，パン，缶詰，カップラーメン，カップ味噌汁，飲料水

生活必需品一覧

【日用品】

ちり紙，消毒液，割り箸，使い捨て食器，ポリ袋，マスク，トイレットペーパー，傘
石鹸（ハンドソープ），歯ブラシ，歯磨粉

【衣類等】

洋服，シャツ，パンツ等の下着，靴下，靴，サンダル，タオル

【要配慮者（高齢者，障害者等）の日常生活支援のための用具】

- ・乳幼児用紙おむつ，粉ミルク，離乳食
- ・女性用生理用品
- ・高齢者（大人用）おむつ，パッド

提供する食品・飲料水，生活必需品の必要数量一覧

※今後変更の可能性あり

必要数量の整理

- 現状，世帯数・住民数を除く避難住民の詳細情報が不明であることから，以下のとおり仮置きし，一時待機所及び収容施設で必要な物品の数量を想定した。
 - ・ 必要数量については概数（住民数：13,814人→14,000人）でおおよその数字を想定する。
 - ・ 避難住民の男女比は1：1（男性：6,907人→7,000人，女性：6,907人→7,000人）とする。
 - ・ 子供用紙おむつが必要な子どもの数は500人とする。
 - ・ 粉ミルク及び離乳食が必要な子どもの数はそれぞれ200人とする。
 - ・ 生理用品が必要な女性の数は4,000人とする。
 - ・ 大人用紙おむつが必要な高齢者の数は500人とする。
- 一時待機所における物資の必要量の積算は避難住民全員が1日宿泊するものとして想定

1日ごとの一時待機所利用者数（最大）

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	合計
避難住民数	2,191	2,190	2,361	2,361	2,361	2,350	13,814人
避難住民数（概数）	2,200	2,200	2,400	2,400	2,400	2,400	14,000人

一時待機所で必要な食糧品の数量一覧

品目	1泊2日 1人分	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	合計
おにぎり	2	4,400	4,400	4,800	4,800	4,800	4,800	28,000個
パン	2	4,400	4,400	4,800	4,800	4,800	4,800	28,000個
缶詰	2	4,400	4,400	4,800	4,800	4,800	4,800	28,000個
カップラーメン	1	2,200	2,200	2,400	2,400	2,400	2,400	14,000個
カップ味噌汁	1	2,200	2,200	2,400	2,400	2,400	2,400	14,000個
飲料水（500ml）	4	8,800	8,800	9,600	9,600	9,600	9,600	56,000本
粉ミルク （スティックタイプ）	2	80	80	80	80	80	80	480本
離乳食	2	80	80	80	80	80	80	480個

提供する食品・飲料水，生活必需品の必要数量一覧

※今後変更の可能性あり

一時待機所で必要な生活必需品の数量一覧

種別	品目	対象者	規格	必要量 (7日間累計)
日用品	ちり紙	全員	1袋10個入り	1,400袋
	割り箸	全員	1袋200膳入り	140袋
	使い捨て食器(皿)	全員	1袋200枚入り	140袋
	使い捨て食器(お椀)	全員	1袋200枚入り	140袋
	ポリ袋	全員	1袋50枚入り	280袋
	トイレットペーパー	全員(共用)	1袋12ロール入り	160袋
	石鹸(ハンドソープ)	全員(共用)	1本250ml	150本
	歯ブラシ	全員		14,000本
	歯磨き粉	全員	使い切り用3gチューブ	14,000個
	タオル	全員	フェイスタオル	14,000枚

収容施設で必要な生活必需品の数量一覧

種別	品目	対象者	規格	必要量 (1月分)
日用品	消毒液	全員	スプレータイプ(50ml)	14,000本
	マスク	全員	1箱30枚入り	14,000箱
	傘	全員		14,000本
衣類等	洋服(上)	全員		70,000枚
	洋服(下)	全員		42,000枚
	シャツ	全員		70,000枚
	下着類	全員		70,000枚
	靴下	全員		70,000組
	靴	全員		14,000足
	サンダル	全員		14,000足
その他	乳幼児紙おむつ	子ども500人	1袋30枚入り	2,500袋
	粉ミルク	子ども200人	1缶800g入り	1,000缶
	離乳食	子ども200人		18,000食
	女性用生理用品	女性4,000人	1パック30枚入り	4000袋
	高齢者用紙おむつ	高齢者500人	大人用(1パック30枚入り)	2,500袋
	高齢者用尿取りパッド	高齢者500人	大人用(1パック30枚入り)	2,500袋

④-(4) 生活必需品（食品（弁当除く）、飲料水を含む）の供給体制の構築について

※今後変更の可能性あり

生活必需品供給体制の構築（役割分担）

① 鹿児島県

- ・ 必要な生活必需品の把握
 - ・ 物資集積所の開設
 - ・ 物資提供事業者への調達依頼
 - ・ 運送事業者への物資の運用の要請
 - ・ 一次集積所における物資の仕分け・梱包
- 【物資提供者による調達が困難な物資がある場合】
- ・ 国に対して不足物資支援の要請

② 避難先地域（受入4市）

- ・ 必要な生活必需品の把握及び県への報告
- ・ 避難先施設における物資配布の支援
- ・ 二次集積所における物資の仕分け・梱包

③ 物資提供事業者

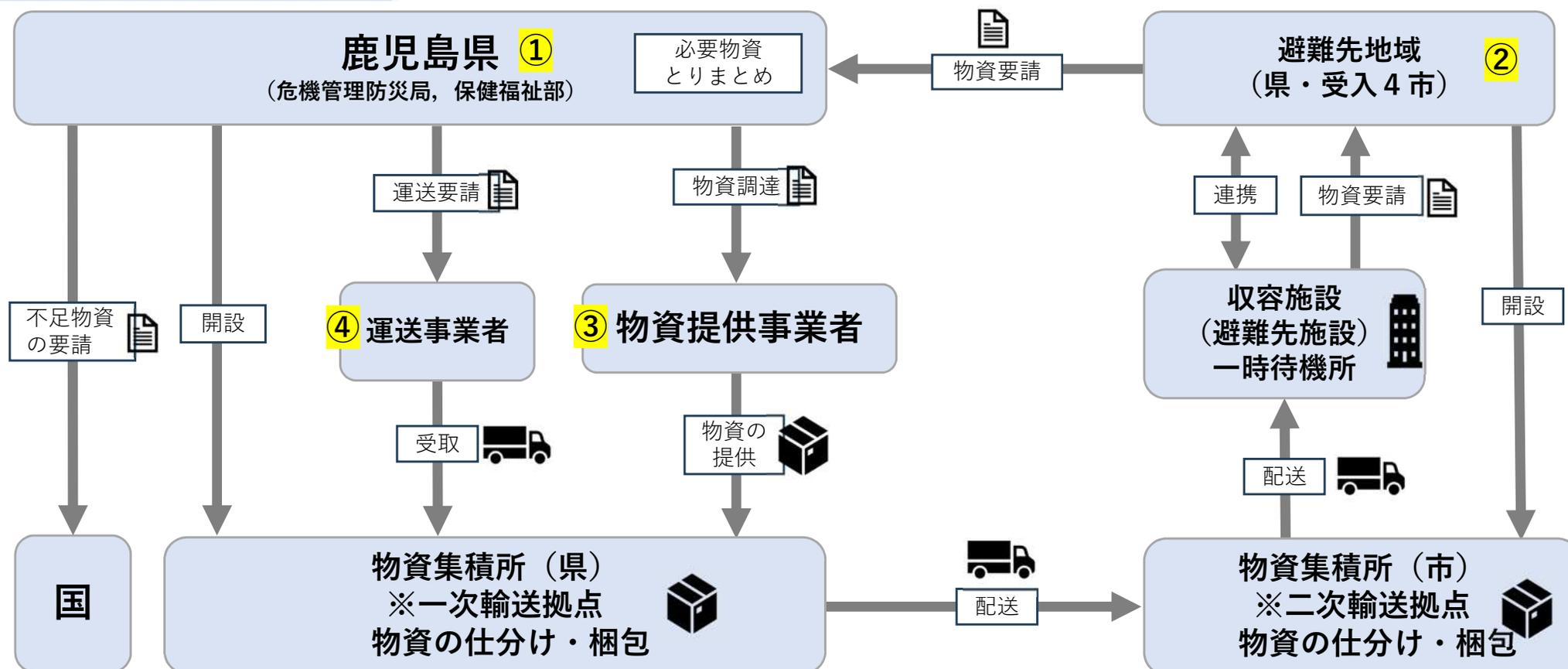
- ・ 物資の提供

④ 運送事業者

- ・ 物資集積所から避難先施設への物資の配送

生活必需品供給体制の構築

※緊急的な対応が必要な場合、
備蓄物資から手配



④－(5)生活必需品（食品（弁当除く），飲料水を含む）の供給体制の構築について【委託の場合】

※今後変更の可能性あり

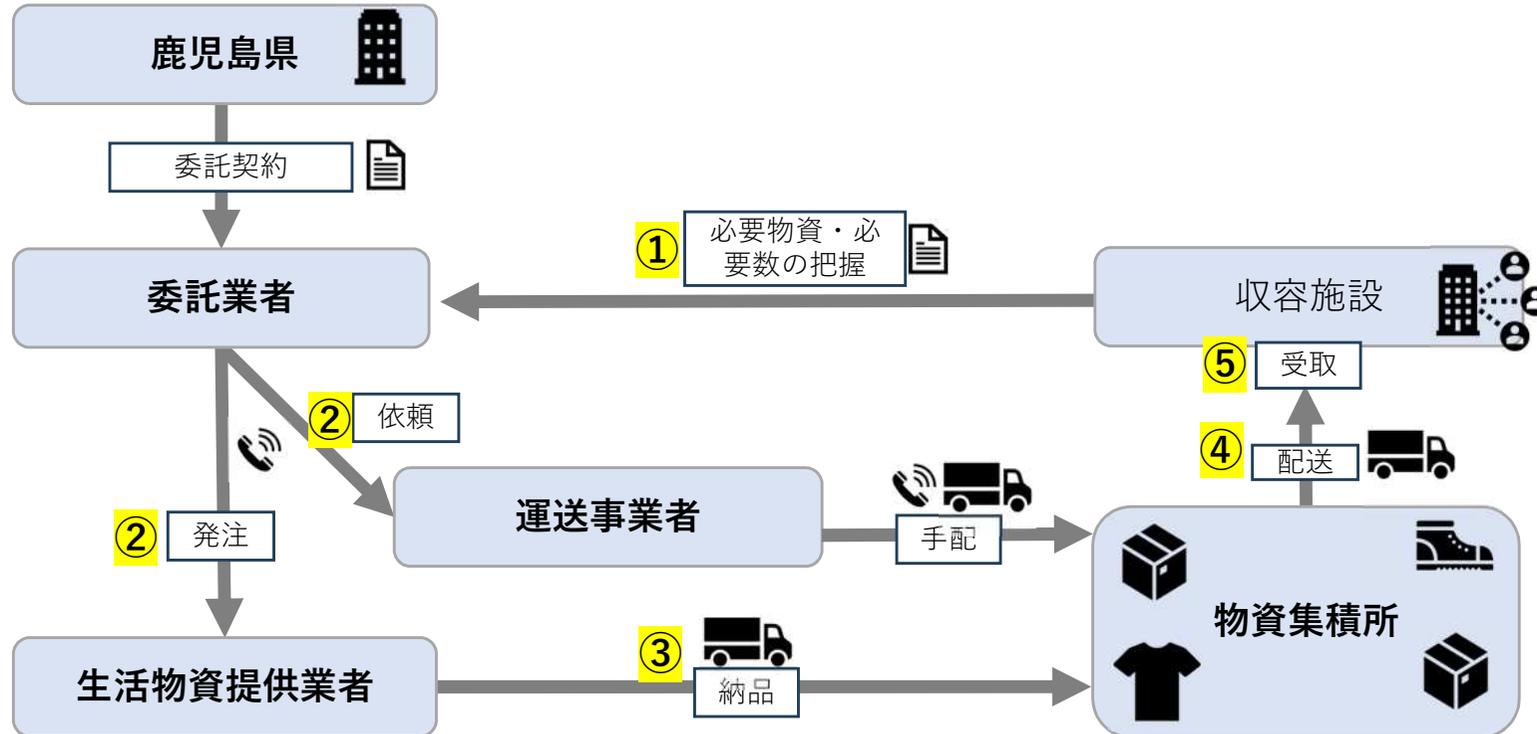
委託業者に委託する場合の調整の流れ

【前提条件】

- ・ 鹿児島県は受入4市（鹿児島市，鹿屋市，指宿市，霧島市）それぞれに物資集積所を確保しておく。
- ・ 生活必需品の範囲は「提供する食品・飲料水，生活必需品の対象一覧」のとおりとする。
- ・ 各ホテル旅館に避難住民の中で物資の受け取り当番（委託業者への連絡者及び物資の受取人）を決めておく。
- ・ 各ホテル旅館に物資が配送される時間を概ね決めておく。

【調整の流れ】

- ① 委託業者は，避難住民が必要とする物資及びその必要数を把握する。
- ② 委託業者は生活物資の提供業者に発注し，併せて運送事業者に配送の依頼を行う。
- ③ 生活物資の提供業者は発注された物資を各市の物資集積所に納品する。
- ④ 委託事業者が物資集積所に納品された物資を仕分け，運送業者が受領し，ホテル旅館へ配送する。
- ⑤ 各ホテル旅館の物資受け取り当番が受け取り，提供する。



④－(6) 災害時備蓄物資利用の流れについて

考え方

○本検討においては前述のとおり、自然災害における避難所開設のように突発的なものではないため、備蓄物資による対応を前提としないが、緊急の場合は国民保護法に基づき備蓄物資による対応も可能とする。

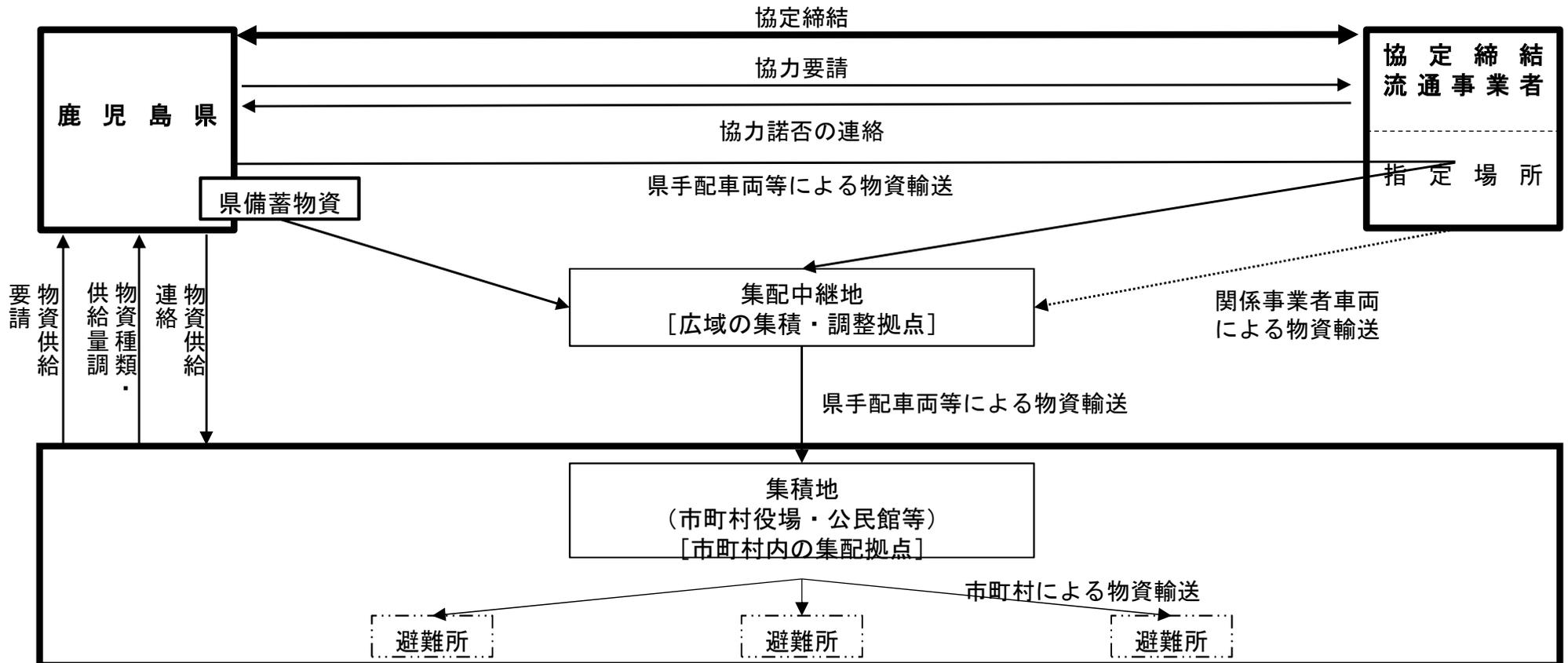
(国民保護法第143条)

都道府県知事及び市町村長は、他の都道府県及び市町村から避難住民等を受け入れたときは、避難住民等の救援のため、その備蓄する物資又は資材を、必要に応じ供給しなければならない。

(国民保護法第144条)

都道府県知事又は市町村長は、住民の避難及び避難住民等の救援に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対しては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長に対しては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

県備蓄物資配送、流通備蓄による物資調達イメージ



※ 被災市町村や避難所が少数の場合は、「集配中継地」「集積地」を経由せず、直接避難所に輸送する場合もあり得る。

④－(7) 【検討】指宿市における生活必需品の供給体制の構築について

初期的な計画作成における取組み

○指宿市において、現在受入予定の避難住民（西城小学校区（長中・長南除く）及び池間小学校区1,480人）に対して、以下の条件で、今回のスキームによる生活必需品提供の検討を行った。

【条件】

- 指宿市で受け入れる避難住民の人数は鹿児島県で受け入れる避難住民の10.7%≒11%にあたることから、確保する数量は、前述の「必要数量一覧（スライドP66）」における数量の**0.11倍の数量**とする。
- 九州・山口各県は平時の状態であるため、物流の混乱、物資の買い占めは発生していない。

○ 指宿市で必要な生活必需品の数量一覧

種別	品目	対象者	規格	必要量 (県全体)	指宿市想定数量 (全体数×0.11)
日用品	消毒液	全員	スプレータイプ (50ml)	14,000本	1,540本
	マスク	全員	1箱30枚入り	14,000箱	1,540箱
	傘	全員		14,000本	1,540本
衣類等	洋服(上)	全員		70,000枚	7,700枚
	洋服(下)	全員		42,000枚	4,620枚
	シャツ	全員		70,000枚	7,700枚
	下着類	全員		70,000枚	7,700枚
	靴下	全員		70,000組	7,700組
	靴	全員		14,000足	1,540足
	サンダル	全員		14,000足	1,540足
その他	乳幼児紙おむつ	※1	1袋30枚入り	2,500袋	275袋
	粉ミルク	※2	1缶800g入り	1,000缶	110缶
	離乳食	※3		18,000食	1,980食
	女性用生理用品	※4	1パック30枚入り	4000袋	440袋
	高齢者用紙おむつ	※5	大人用 (1パック30枚入り)	2,500袋	275袋
	高齢者用尿取りパッド	※5	大人用 (1パック30枚入り)	2,500袋	275袋

【検討】指宿市における生活必需品の供給体制の構築について

提供事業者の選定

○県内に複数の営業所を持つD社に協力を依頼し以下のとおり検討を行った。（**現在調整中**）

検討結果

○確保可能な数量であるか

→前スライド（P70）に記載された数量については、確保可能。

※物資の発注時期についてD社に確認したところ、1～2週間前に行う必要があるが、今回の想定については、「実際に避難を開始するまでに一定の期間があり、物資調達のスキームや事業者の選定等について調整する猶予がある」という前提条件で行っているため問題なし。

※D社から生活必需品のうち、「衣類」についてはより具体的にこういったものがよいか分かるようにした方が提供業者としてはイメージがしやすいとの意見あり。

○物資の配送について

→物資集積所まで配送可能

※物資集積所以降については、作成したスキームのとおり、運送業者に依頼し配送する。

また、前述の循環バスの検討において物資集積所をバスの運行経路に入れているため、必要に応じて避難住民が自ら物資を受け取ることも可能。

今後の課題

○提供する品目はこれで十分なのか、避難元地域の意見も聞いて必要に応じて更新することを検討。

○提供する物資のうち、衣類（特に洋服の上・下）について、実際の避難の際には数量だけではなく、年齢、性別等に配慮して様々なサイズのものを準備する必要がある。

⑤避難者の健康管理に関する事項

⑤－(1) 避難者の健康管理に関する支援体制の構築について

避難者の健康管理

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者による巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の良好な衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

(県国民保護計画 第9章「保健衛生の確保その他の措置」－第1「保健衛生の確保」(抜粋))

【検討する業務】

- ・ 宿泊施設等避難所への保健師の派遣→保健師チームの派遣(メンタルの状態を含む健康状態の確認)
- ・ 巡回診療(相談)→救護班・保健師チームの派遣
- ・ 透析等患者の通院先案内手順の整理など避難者の健康管理→相談窓口の設置

検討の考え方

○ 自然災害では、発災直後に建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し救出救助活動が開始され、救出された傷病者に対して医療の提供を行うが、国民保護における本検討の想定は、武力攻撃予測事態下において住民が避難を行うものであり、武力攻撃災害による傷病者は発生していないものとする。

○ 令和6年度に作成する初期的な計画の作成においては、避難当初の約1か月間において必要となる事務や調整事項を検討することから、生活習慣病などで定期通院が必要な慢性疾患、難病(小慢)、透析及び突発的な体調不良などの医療ニーズに対応する要領を検討する。

○ 避難住民への医療の提供を行うに当たり、保健医療福祉活動に関する体制整備及び関係機関との連携について検討する。

○ 避難先地域では、平時の医療体制が確保されていることから避難先施設周辺の医療機関を周知し、避難者による医療機関への受診を基本とする。

支援の考え方

支援に当たっては、宮古島市からの避難者約1.4万人への対応について検討するが、他の地域からの自主避難者流入に伴う類似の医療ニーズの増加への対応も考慮しながら支援の程度を検討し、必要に応じて国や他県への応援要請も検討する。

【相談窓口】避難直後の1週間程度は、鹿児島での新しい受診先を確認するニーズが大きいと考えられることから、この間に集中的に案内を行う。その後は相談窓口に対するニーズは小さくなると考えられることから、ニーズに合わせて規模を縮小する。(最初の1週間程度は15チーム/日程度で徐々に縮小)

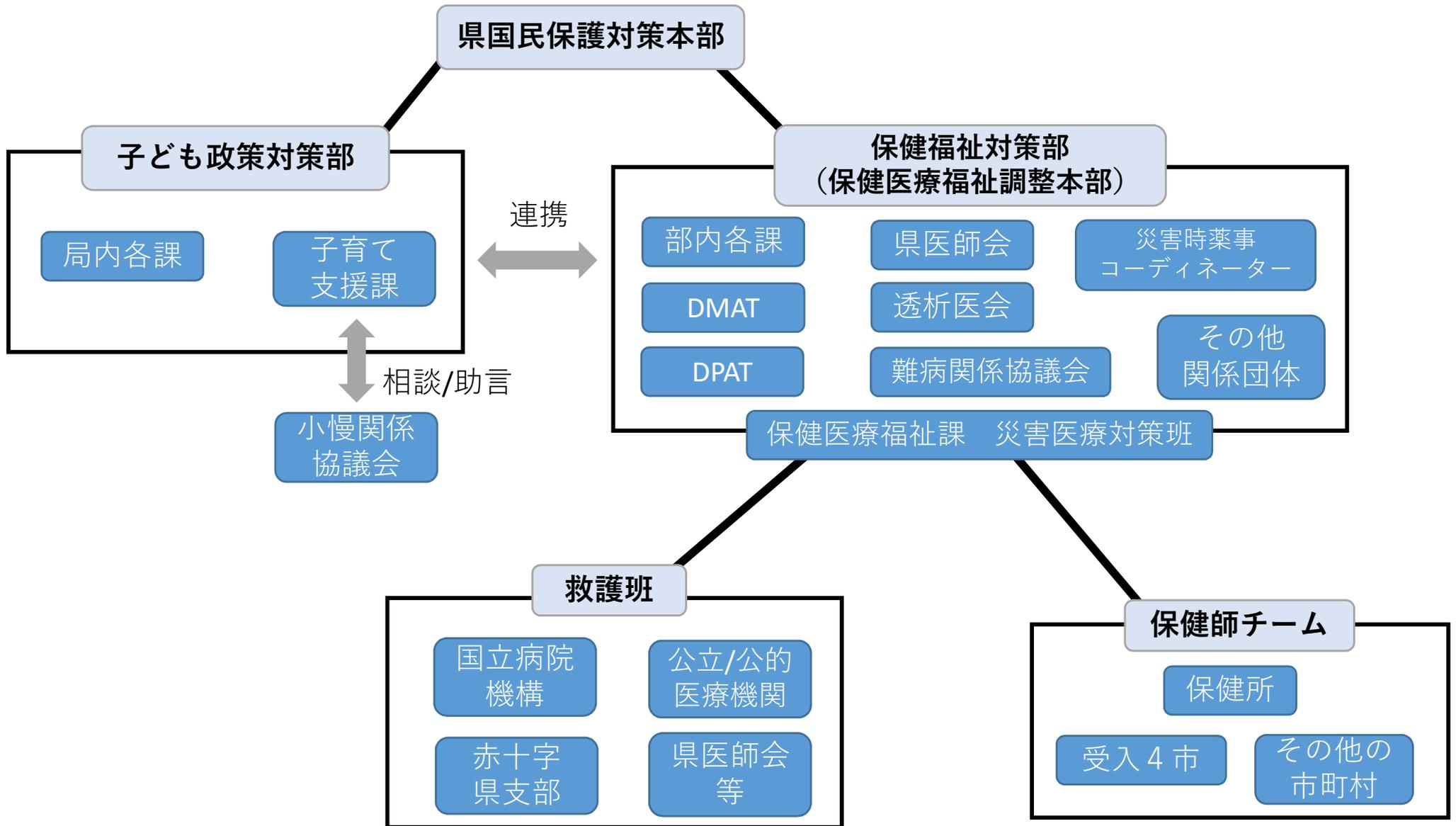
【巡回診療(相談)】避難当初から衛生環境の良いホテル等の個室生活であることから、自然災害時の体育館等における避難とは異なり、感染症ではない原因(長引く避難生活に伴う体調不良や、突発的な救急事案)で一定程度の医療ニーズが発生すると考えられる。また、長引く避難生活によるメンタル的な要因での医療ニーズが徐々に増加することも考えると、1週間程度に1回は巡回診療の機会を設ける必要があると考えられる。(8~11チーム/日程度。1チームあたり3避難所/日程度の対応。)

【難病(小慢)患者への対応】避難先において受診可能な指定難病(小慢)医療機関(疾患別・地域別)の一覧を作成し、難病(小慢)患者へ情報提供を行う。

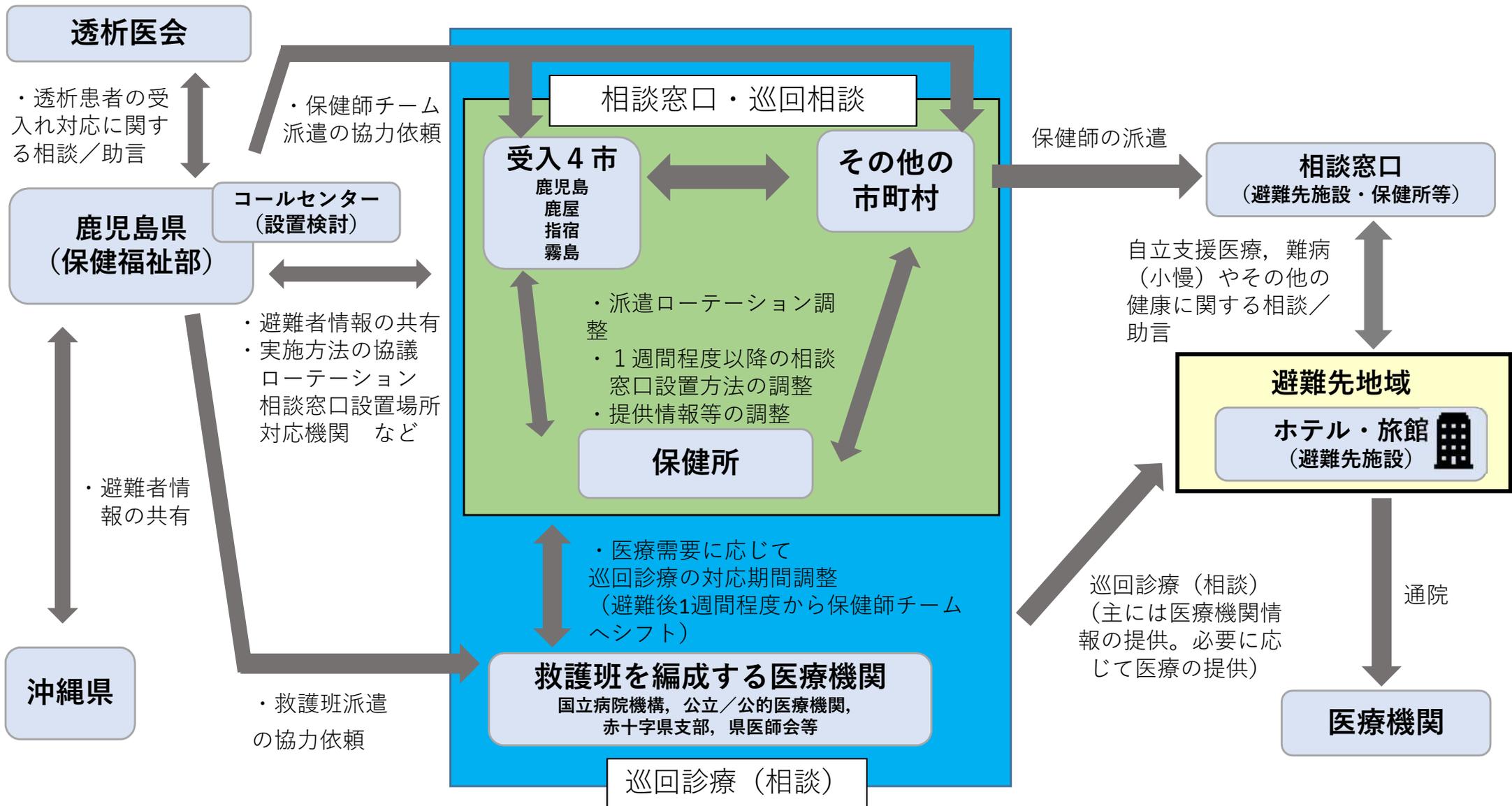
【人工透析患者への対応】透析患者の受入れ調整は、県の依頼に基づき鹿児島県透析医会が行う。

【メンタルヘルスの問題への対応】避難所での避難環境のストレス等によるこころの変化(心理的反応や精神疾患)に関する普及・啓発(リーフレット配布等)を行い、巡回相談において、支援ニーズがある方の個別相談及び必要な医療や地域支援へのつなぎを行う。

⑤-② 避難者の健康管理に関する支援体制の構築について【指揮系統】



⑤－(3) 避難者の健康管理に関する支援体制の構築について

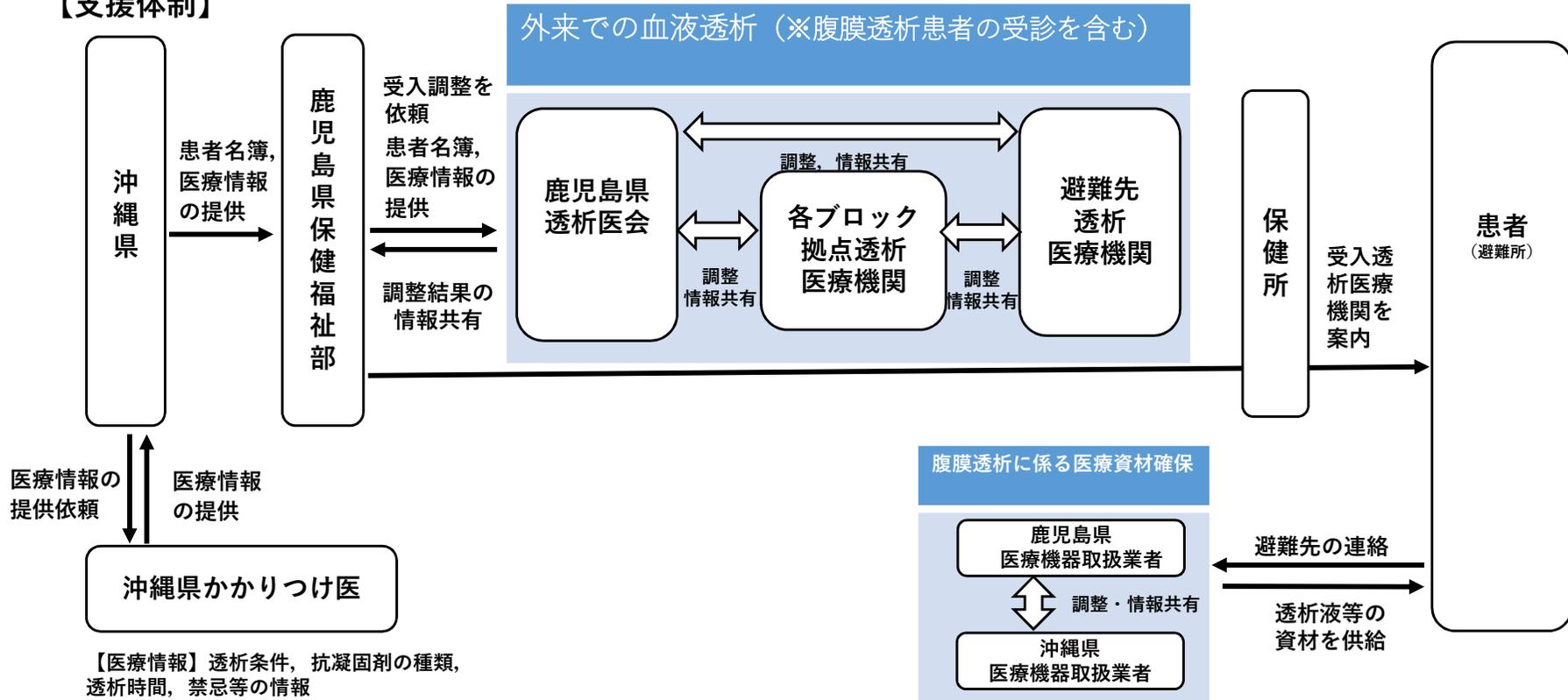


⑤－(4) 避難者の健康管理に関する支援体制の構築について【人工透析患者の通院先等案内】

対応方針

- 1 人工透析の実施に当たり必要な情報（患者名簿、透析条件等）は、沖縄県がとりまとめ、鹿児島県に提供する。提供された医療情報は、県透析医会に提供する。（※沖縄県に要確認）
- 2 透析患者の受入調整は、県透析医会が行う。
- 3 県（保健所）は、患者に受入透析医療機関を案内する。

【支援体制】

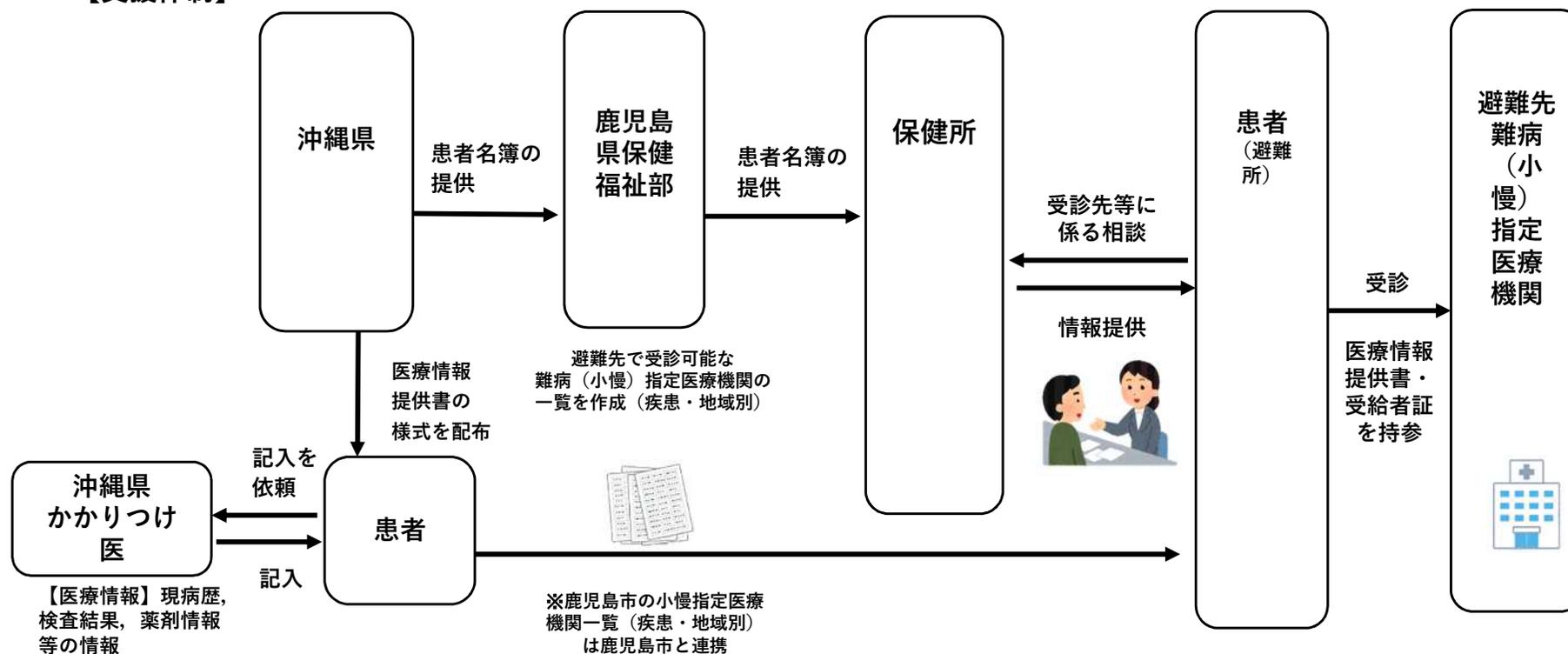


⑤－(5) 避難者の健康管理に関する支援体制の構築について 【難病（小慢）患者の通院先等案内に係る流れ】

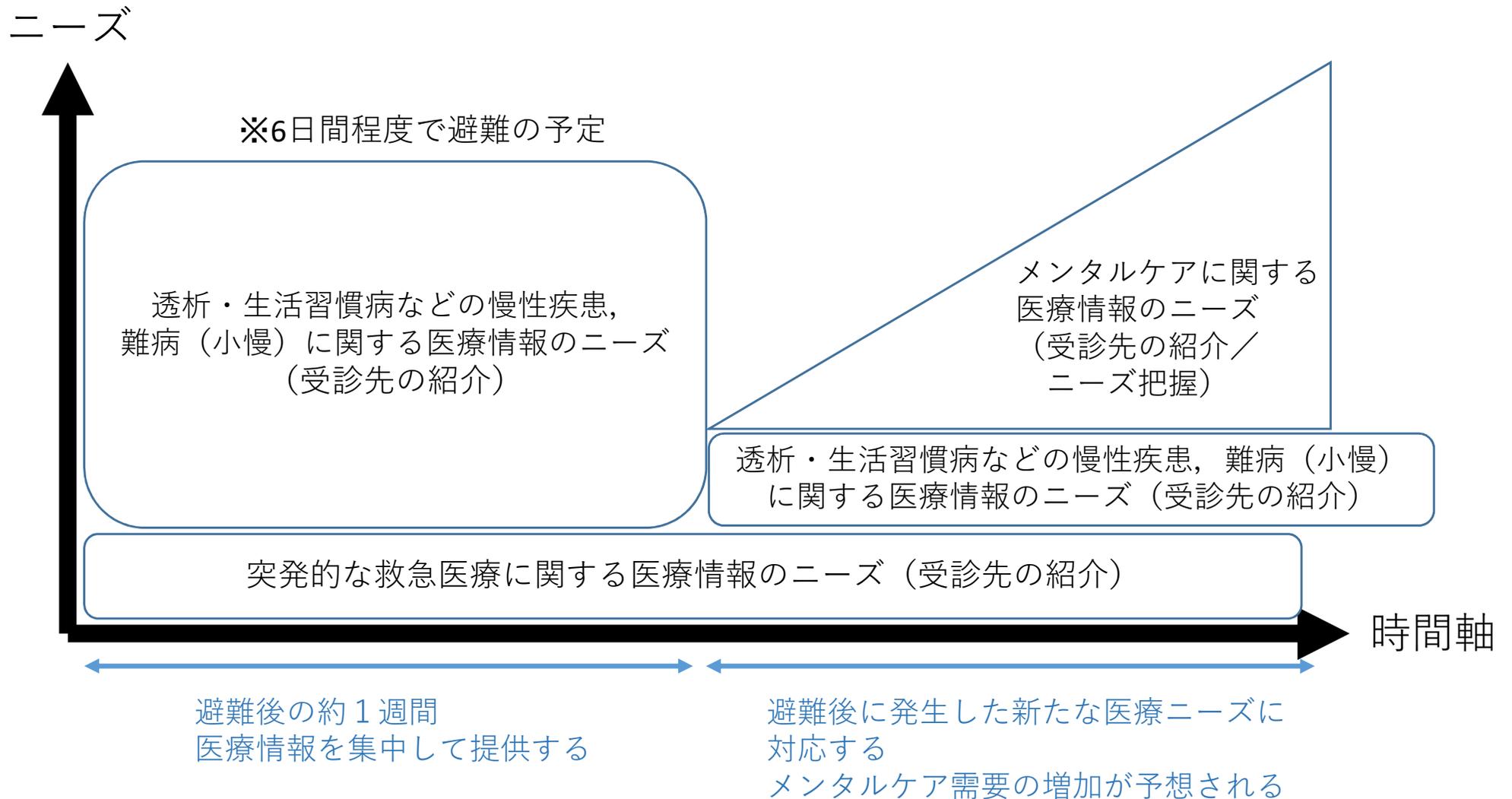
対応方針

- 1 沖縄県は難病（小慢）患者へ様式（医療情報提供書）を配布し、避難先の指定医療機関受診に当たり必要な医療情報（現病歴等）をかかりつけ医に記載してもらう。かかりつけ医は医療情報提供書を難病（小慢）患者に提供し、難病（小慢）患者が避難先難病（小慢）指定医療機関受診時に持参する（※沖縄県に要確認）
- 2 沖縄県は、鹿児島県に難病（小慢）患者の一覧名簿を提供する。（※沖縄県に要確認）
- 3 県（保健所）は、避難先において受診可能な難病（小慢）指定医療機関の一覧（疾患別・地域別）を作成し、難病（小慢）患者へ情報提供する。

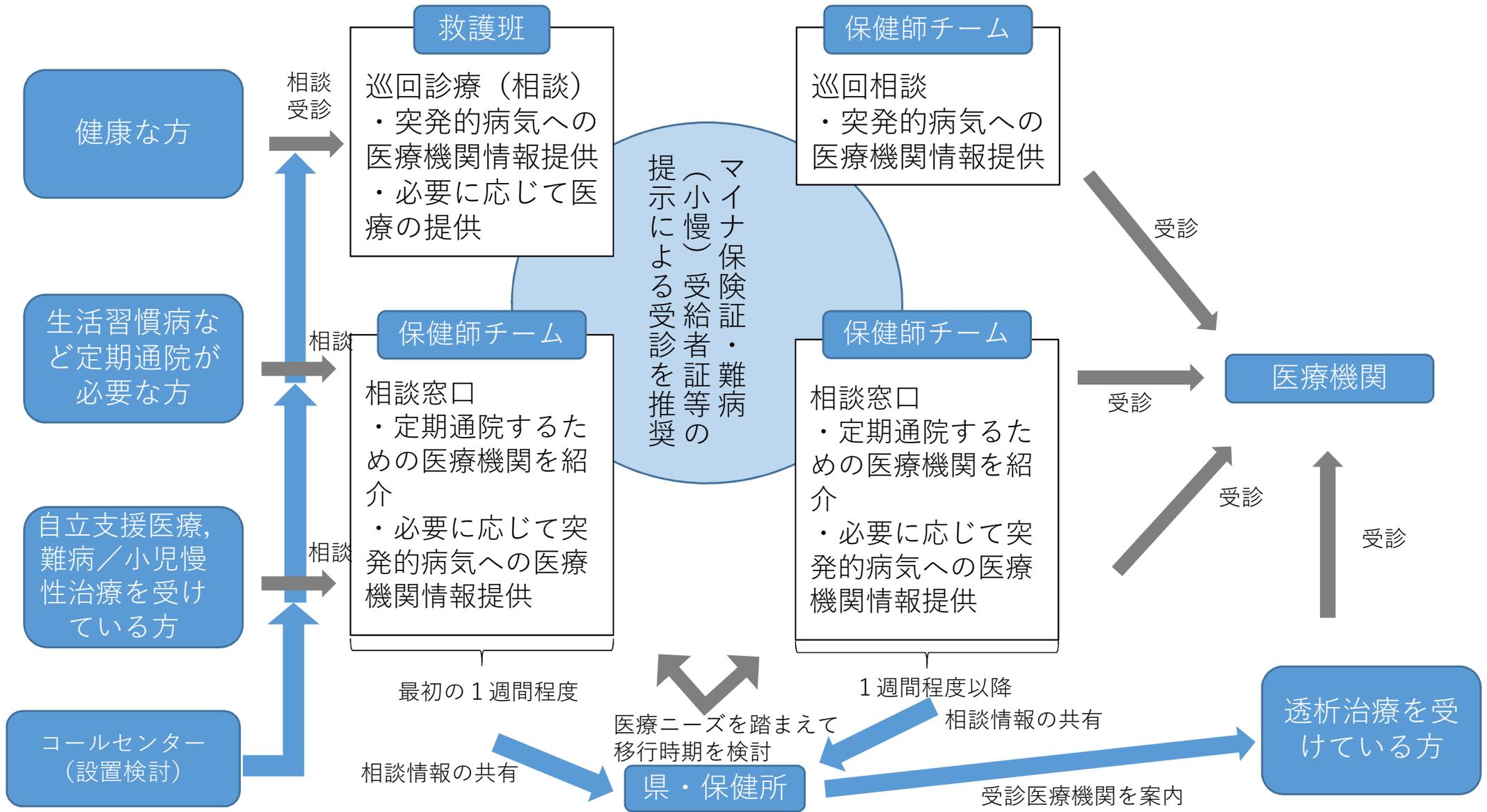
【支援体制】



⑤－(6) 避難者の健康管理に関する支援体制の構築について



避難者の健康管理に関する支援体制の構築について



⑥通信設備の提供

⑥－(1) 電話そのほかの通信設備の提供について

※今後変更の可能性あり

前提条件

- 「九州・山口各県の状況としては、武力攻撃は発生しておらず、安全が確保できた状態であり、交通インフラは維持され、平時の社会活動が行われている」という本計画の前提条件を踏まえ、平時の通信体制が活用可能な状態であるものとする。
- 初期的な計画の検討においては、避難当初の1ヶ月間において必要な事務や調整事項を検討することから、避難先収容施設における通信体制の確保について検討する。

検討の考え方

- 鹿児島県初期的な計画における通信設備の提供については、鹿児島県国民保護計画に基づき以下のとおり行う。
 - ・ 県は、避難住民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。【平素の取組】
 - ・ 県は、避難施設で保有する電話その他の通信設備等の状況を把握し、指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話、その他の通信手段の設置を行う。【有事の際の取組】

提供内容

- 本検討における、提供する通信設備の内容は以下のとおりとする。
 - ・ インターネット利用環境のない収容施設への通信設備の提供。Wi-Fiが利用できるように整備する。なお、収容施設の全部屋において接続可能な状態とする必要はなく、避難住民であれば誰でも利用可能なホテル内の共用スペース等、一部のエリアに利用が制限される場合でも問題ないものとする。
 - ・ 収容施設のフロント等に避難住民専用の固定電話設置を検討する。
 - ・ 避難住民専用の固定電話近くに、生活相談窓口の電話番号を掲示するなど、普段から携帯電話を持たない避難住民でも必要な情報を自ら得ることができる体制を整える。
 - ・ 自然災害の場合と異なり、避難の時点で携帯電話を所持していない避難住民については、元から所持していなかったものと推測されるため、携帯電話の貸与は行わない。

電話そのほかの通信設備の提供について

※今後変更の可能性あり

通信設備の提供体制の構築

【平素からの取組】

① 県は、通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議を行う。

【有事の際の取組】

② 県は鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合に対して「受入施設のとりまとめ及びリストの提供を依頼」する際に併せて避難先施設で保有する電話その他の通信設備の整備状況の報告を依頼する。

③ 鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合は避難先施設に対して②の回答を依頼する。

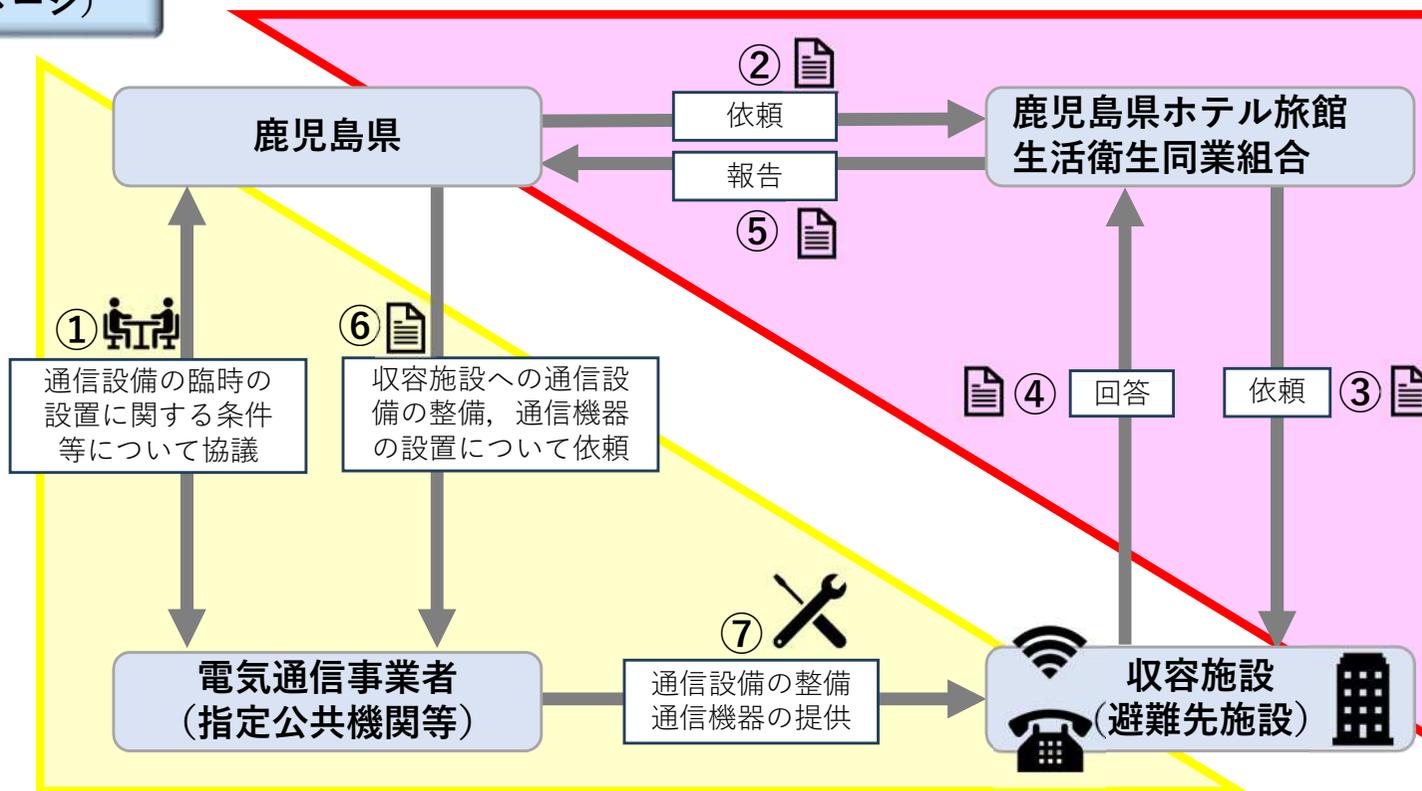
④ 避難先施設は鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合へ③の回答を行う。

⑤ 鹿児島県ホテル旅館生活衛生同業組合は避難先施設からの回答結果を県に報告する。

⑥ 県は電気通信事業者に対して、避難先施設への通信設備の整備及び通信機器の設置を依頼する。

⑦ 電気通信事業者は避難先施設に通信設備の整備及び通信機器の提供を行う。

図解（流れのイメージ）



⑥－(2) 【検討】電話そのほかの通信設備の提供について

初期的な計画作成に向けての取組み

- 通信事業者との調整（実現可能性の協議）
- 通信設備の提供にあたっては、通信事業各社から販売されている「スターリンク」等の利用を想定。

通信事業者の選定

- 県内に複数の営業所を持つE社に協力を依頼し以下のとおり協議を行った。（**現在協議中**）

協議の状況

- 提供可能な機器について
 - スターリンクとPicoCELA（マルチホップWi-Fi）、ポータブル電源を組み合わせることで、屋内外問わず工事不要でインターネット利用可能なエリアの構築が可能。
 - 本検討における前提条件（九州・山口各県は平時の社会活動が行われている）及び、多くの収容施設において、すでに通信設備については整備済みであることが予想されるといった状況であれば、スターリンクを利用せずに通常の家庭用のWi-Fiルーターを収容施設の各部屋に設置するだけでも対応可能な場合もある。（部屋数の少ない旅館や民宿などであれば十分対応可能。）
- 提供可能（確保可能）な数量について
 - 必要数量については確保可能の見込み。

今後の課題

- 現在のスキームでは、有事の際に収容施設の確保に合わせて、通信設備の整備状況を確認することとしているが、当初利用を想定していた「スターリンク」以外に、部屋数の少ない収容施設のみへの提供であれば、通常の家庭用Wi-Fiルーターの設置でも十分対応できるのではないかとの意見があったため、事前に収容施設として活用可能性がある施設については通信設備の整備状況を確認しておくことの要否についても検討が必要である。